



新炉建設準備室長	巽	重	人
保健福祉部長	山	岡	加代子
社会福祉課長	西	川	佳伸
長寿福祉課長	門	口	尚弘
健康増進課長	水	原	正義
都市整備部長	生	野	吉秀
〃 理事	土	谷	宏巖
建設課長	石	田	勝則
産業観光部長	河	合	良則
教育部長	田	中	茂博
教育総務課長	西	川	信明
学校給食センター所長	高	橋	一馬
〃 主幹	松	田	和男
上下水道部長	川	松	照武
下水道課長	西	川	良嗣
水道課長	川	井	高久
〃 主幹	西	口	昌治
会計管理者	邨	田	康司

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田	馨
書記	中	井	孝明
〃	新	澤	明子
〃	山	岡	晋
〃	谷	口	亜耶

#### 7. 付議事件

- 認第1号 平成25年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時29分

西井委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

委員外議員は阿古議員でございます。

一般傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ謹んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者が必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者が変わるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単明瞭、的確な答弁をお願いします。なお、答弁者については、部長または担当課長をお願いします。

それでは、議案審査に移ります。昨日に引き続き、歳入の質疑を行います。

最初に、昨日の白石委員の質疑に対する答弁から求めたいと思います。

西川課長。

西川収納促進課長 おはようございます。収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の収入未済額の要因につきまして、若年層の方でございますが、給与所得の減少も一因としてあるわけでございます。当市の場合、一戸建て住宅を求められて転入、転居されるケースが非常に多いわけでございます。住宅ローン自体は毎月、決まった一定額をお支払いしていただかなければならない。また、ほかのローン、例えば、自家用車のローン等も抱えておられると。中年層の方では、教育費もかさんでくると。高齢者の方につきましては、収入が年金だけであるにもかかわらず、親から引き継いだ不動産であるので処分もできないまま税金がかかってくると。種々の要件がございまして納税に結びつかないのが、納税相談の中から聞き取らせていただいた現状でございます。

続きまして、滞納処分の流れにつきまして、納期限後、督促状を発送いたしまして、その後、3月と11月、年2回、催告書を発送いたします。主に現年課税分ではございますが、部課長による特別滞納整理を5月、12月に実施させていただいております。それでも納付いただけない場合、差し押さえ予告、差し押さえを経て、換価、現金にかえる作業なんです、

と大まかではございますが、一連の流れでございます。

平成25年度の状況でございますが、納税相談を経ての分納誓約件数が609件、差し押さえ予告の件数が246件、差し押さえ件数が202件、金額にして1億9,546万1,993円となっております。滞納処分の中で、財産調査、主なところでは、不動産、預貯金、生命保険等を調査させていただき、該当する財産を所有しておられない方が不納欠損処分の中での財産なしに該当しておる次第です。平成25年度の固定資産税の不納欠損処分の中で、前年度より大きく変動しておるわけなんです、主な要因といたしましては、3人の方で1,190万2,300円という金額が、破産により交付要求終了後、執行停止3年を経過したものとなっております。

続きまして、延滞金につきまして、平成16年10月1日に新庄町と當麻町が合併いたしまして、収納促進課の前身、収納課が平成18年4月に設置されました。本来、本税督促手数料、延滞金につきましては、滞納処分において、市長が確認する債権でございます、当市におきましては、平成21年11月より本格的に徴収させていただく形をとりました。これに伴いまして、平成22年10月1日に延滞金減免取扱要綱を制定しております。また、督促手数料、延滞金につきましては、納期内納付されておられる方との公平を図り、特に延滞金につきましては、罰則的な意味合いを持つものとなっております。延滞金の率につきましては、平成26年中は納期限の翌日から1カ月間は特例により2.9%、納期限から1カ月経過後は特例により9.2%となっております。延滞金の減免につきましては、財産も収入もない方については、生活実態も調査の上、取扱要綱に基づく運用を進めておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 西川課長から詳細にご答弁をいただきました。固定資産税については、今回はとりわけ、3人の方が1,190万円ということで、破産等の手続によって出ているということでもありますし、また、固定資産税そのものの滞納あるいは滞納処分の実態というのは、本当に若年層においては所得が減少をして、せつかく家を購入して頑張っていこうということだったんですが、今日の不況によってローンが払えない、そういうような状況が広がっている。あるいは、中年の方も、本当に子どもたちが高校、大学という形で教育費がかさんでいくという中で、給与も下がり、ローンも払えない、財産も維持できない。高齢者は本当に年金が毎年、下げられるというような中で、財産を維持できないというようなことで滞納がふえ、そして、滞納処分という形でいろんな要件に応じて不納欠損処分がされると、こういう状況になっている。

固定資産税そのものは、これは所得、収入にかかわらず、土地や家屋があれば、課税されるわけですね。非常に過酷な税金であります。私どもはやはり市民が生きていく上で必要な住家やその土地、あるいは中小零細の商工業者の、そういう土地や建物には課税をしない、収益還元方式と言いますが、そういう形でやっぱり考えていくべきではないか。今のままでは、本当に原課は頑張っただけで徴収に邁進をしている、あるいは、部課長が年2回特別徴収で歩いても、やっぱりなかなか徴収率を上げるのは困難だということになっております。これは先ほど申しましたように、根本的な固定資産税の、住むことに必要な、生きていく上に

必要な資産に、収入も年金が少なくても払っていかなきゃならない、こういうところに大きな原因があるということも、今、課長の答弁でひもとけるのではないかというふうに思います。それが1つ大きな特徴であったというふうに思います。

それから、滞納処分、督促をし、そして、催告から滞納処分と、こういうことになるわけでありまして、先程平成21年11月からとこう言われましたけれども、本当にこれは県の指導もあったんだろうと思うんですけども、徴収攻勢というか、異常に厳しい徴収攻勢が市民の皆さんにかかっているというのが本当に特徴的なんですね。その一番のあらわれが、延滞金の徴収順位ですね。この延滞金の徴収順位の中身を見てみますと、平成19年までは、市民税、固定資産税、軽自動車税、いわゆる一般会計における固定資産税の徴収の金額がどれでかであったかといいますと、96万4,550円だったんですね。それが、平成20年から一気に8.15倍、786万1,000円を超える徴収が行われていると。そして、平成21年には940万円、平成23年には1,000万円を超える徴収が行われ、平成25年は1,098万円という状況になっている。しかも、平成24年、平成25年には差し押さえをされ、もちろん換価はされていないわけですが、分納等によって、平成24年には30万2,000円、平成25年には178万4,000円徴収をされておる。これはもう国保についても同じなんですね。国保はとりわけ、当初、平成20年では6万2,000円だったんですね、延滞金の徴収が。それがもう平成25年には400万円を超える、こういう徴収がされているわけですね。

確かに、課長はこの滞納処分の強化にあわせて、延滞金の滞納の処分にあわせて、減免規定、そういう取扱いの要綱をつくって進めていくと言われたわけでありまして、この要綱の中身、どのように今、なっているのか、その辺、改めてお伺いしたい。私はこれまでのこういう滞納の本税や延滞金については、そういう規定が、もちろん法定減免の規定があり独自の減免規定があると。なかなか法定減免というのは、これは適応がされにくい。そこで、独自の減免として、市長が必要と認めるという場合に、その延滞金や、あるいは、その本税の不納欠損処分等の判断をされてきたというのが中心だったというふうに私は理解をしています。本当に徴収事務を進めていく中で、市民の皆さんの暮らしの実態、そういうものを理事者に相談し、市長の判断で減免をされてきた。ところが、そういう判断が本当にできなくて、法の規定あるいはマニュアルに基づいて粛々と、徴収事務を進めてきているというのが、平成20年、平成21年からの実態になっているわけです。

もちろん、市民は主権者であり、憲法に基づいて、生存権、幸福追求権等々をやはり求めていくためには、三大義務の1つ、納税の義務はやっぱり果たさなきゃならないというのは、私もよく理解をしているわけでありまして、やはり、基本的には一人一人に、生命、自由、あるいは幸福の追求の権利があり、また、25条の最低限度の生活が、文化的な生活を保障すると、こういうことになっているわけですね。そういうことからすれば、非常にマニュアルに基づいて四角四面に徴収をしていく、これはやはりちゃんとした根拠を持ってやるということと、そういう減免規定の運用そのものを、やはり柔軟に対応していく必要があるのではないかというふうに思いますし、取扱要綱ということではなくて、やはりちゃんと条例にして、ちゃんとした基準を決めて、やはり実施をしていくということが求められるというふ

うに思います。この点、ご答弁をいただきたい。また、要綱については、必要であれば開示請求をしますけれども、資料として提出されることを求めている、このように思います。

それから、ちよっともう1点、聞かせておいてほしいんですが、地方自治法第18条第1項の消滅時効という形で、この不納欠損額が財産なしの不納欠損額に次いで多くて790万円余りあるんです。この消滅時効の判断をする基準、手続、この辺について、もう一度お伺いをしておきたいと、このように思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川収納促進課長** 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市での延滞金の減免取扱要綱ということで、趣旨につきましては、地方税法に規定する延滞金について、その減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。減免基準でございますが、1、納税者又は特徴義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他災害又は盗難により損失を受けた場合で、やむを得ない事情が認められるとき。2、納税者若しくは特徴義務者又はこれらの者と生計を一とする親族が病気にかかり、若しくは負傷又は死亡したため、多額の経費を要し生活が困難であると認められるとき。3、納税者又はその者と生計を一にする親族が生活保護法の規定による保護を受けたとき。4、納税者又は特徴義務者がその事業につき著しく損失を受け、事業の継続が困難であると認められるとき。5、納税者の失職により、やむを得ない事情があると認められるとき。6、納税者又は特徴義務者が解散し、又は破産の宣告を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。7、納税者又は特徴義務者が会社更生法又は民事再生法の開始決定を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。8、納税者の相続人が全て相続放棄又は限定承認し、相続財産管理人が専任された場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。9、納税者又は特徴義務者が法令その他により身体を拘束されたため、納付又は納入することができなかった事情があると認められるとき。10、納税者又は特徴義務者の住所又は居住が不明のため、納税通知書又は督促状の送付が公示送達の方法によった場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。11、納税者又は特徴義務者が徴収猶予又は執行停止に該当しない事由により本税を完納できない場合、その滞納につき相当な理由があり、生活が著しく困難と認められるもので、納付誓約として処理し、その納付誓約に係る本税の完納があった場合。12、前各号のほか市長が特に必要があると認めたととき。以上、減免の取扱いの基準という形になっております。

消滅時効に関係してのご質問でございますが、納期限後5年経過して時効という形になるわけなんですけれども、その5年の期間の中で、先ほど滞納処分の流れの中で督促なり催告なり、あるいは訪問なりのお話もさせていただきましたが、その中で納税誓約もしていただけない状態の方について消滅時効と。納税困難という方の、先ほどの固定資産税につきましては、その納税困難の方の分で400万円ほど内訳としてあるわけでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 取扱要綱について、12項目あったというふうに思うんですが、1から10の場合ですか、これはこれまでも減免の場合に適用された規定だというふうに思いますけれども、11の場合、誓約をし、そして、分納等の誓約に基づいて本税が完納され、そして、その判断だというふうに思うわけでありましてけれども、どのような判断、運用をされているのかというのが非常にわかりにくいのがあるんですね。本当に、やはり税金は払わないかんという形で、本当に分納してでも、誠実におくれながらも完納をしたと。ところが、きのうも話しましたが、延滞金が今、税率変わりましたけれども、14.7%でしたか。本当にサラ金まがいの高金利で延滞金がついてきて、これはもちろん周知はされているけれども、これもまた同じような形で滞納処分がやられるということになってきたら、もう本当に立つ瀬がないというような、そういう状況がやっぱり出ているわけでありまして。もちろん、延滞金もこれは法律によって徴収されるべきものであるというのは私も理解しているわけですが、本税がやっぱり完納されているという場合は、やはり市長が特に必要と認めると、こういう規定を広く解釈運用してやはり減免を図っていくということがひとつ求められるのではないかとこのように思うんですね。

とりわけ、年金生活者というのは、もう災害が来ようが何が来ようが、年金そのものは一定、減ってはきているけれども確保されるわけです。病気をしようが、倒産は別にしてね。だから、そういう人たちをどのように滞納処分の中で取り扱っていくのかということも、私は本当に真剣に考えていかなきゃならないというふうに思っています。

本当に改めて、いろいろ開示請求によって、滞納処分されている内容、本税の内容、あるいは延滞金の内容を見て、市民税や固定資産税の収納の問題できのうも議論しましたが、特徴の納税義務者はふえているけれども賃金が下がり、税収が減ってきていると。しかし、富裕層は株の取引とか金融商品の取引で収入がふえて、それが市民税に回ってきて大きくふえてきていると。こういう構造になっているということがわかるわけです。こんな中で、やはり真剣に本税、あるいは、今回は特に延滞金の徴収事務についてお伺いしましたが、ぜひ、機械的に事務を運用して実施していくということなく対応していただきたいということを述べて終わっておきたいと思っております。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、次に、総括質疑に入ります。総括質疑は市政全般にかかわるものとなっておりますようにご留意ください。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 一般会計決算の審議をこの場でしてきましたけれども、最後ということで、全体にわたる総括質疑ということで、内容そのものもわかりやすいことになるかどうかちょっと心配ですが、お伺いしておきたいと思っております。

ご承知のように、葛城市は平成16年10月1日に合併をして、今年でちょうど10年を迎えます。合併のときに、いろいろ賛否両論が均衡して、本当に新庄町、當麻町を残していくのか、

合併するののかというふうな大いに議論をしました。結果として、議会の多数によって合併が成り、新しい葛城市が生まれてまいりました。そこで、私は合併10年に当たって、2点にわたってお伺いをしておきたいと、このように思います。

その1点は、よしあしは別にして、合併協議会あるいは議会で、新市の建設計画というものをつくりました。新しいまちをつくるに当たって、ハード事業が中心ですけれども、市民の皆さんに、こういうまちづくりをしていくんだという夢を持ってもらうというふうな意味も含めて、もちろん、小中学校の大規模耐震事業なども、やらなきゃならない事業も入っていますけれども、新市の建設事業計画約200億円の計画を10年間でやっていこうということがあります。やはり今日、10年たって、それらの新市の建設事業計画、それぞれ主要な事業でいいですから、どれほどの到達点になっているのかということですね。これが後の財政の問題にもかかわってくるというふうに思いますので、現時点での執行率、わかるように、執行率だけでなく事業費もお伺いをしたいし、その到達点、現在の事業費とその財源の内訳、これから平成29年、平成28年までも、それまでにできるということでもありますけれども、事業費と、そして合併特例債、通常債、国庫補助、あるいは一般財源等の財源の内訳についてもお伺いをしておきたいと思います。

それから、新市の建設計画とあわせて財政計画というのがつくられてきたわけでもありますけれども、平成16年から平成26年までの間、非常に葛城市の財政は、時の政府の地方財政対策や経済対策によって本当に揺れ動いてきたという状況があります。そんな中で、今日、今、平成25年の決算が行われているということでもあります。葛城市の平成16年から現時点までの財政の推移と評価、そして、これからの財政の見通しについてお伺いをしたい、このように思います。

以上です。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

新市建設計画の主要な事業の内容でございますけれども、新市の建設計画につきましては、今現在、12月議会の上程を目指しまして、見直しによります事務事業のヒアリングを終えたところでございます。今現在、各課の事業調書を取りまとめまして、財政計画とともに見直しの検討をしているところでございますので、その辺ご理解よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時18分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの白石委員の質問に対する答弁でございますが、わかりましたら、答弁お願いします。

吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

先ほどの白石委員の新市建設計画の主要事業の進捗状況でございます。この執行状況の年



度でございますけれども、平成17年から平成24年度までの執行状況を現在把握しておりますので、その状況をご説明申し上げます。

まず、教育・文化の創造の充実ということで、学校等の耐震化の内容が主なものでございまして、この分につきましては進捗率は65.08%でございます。事業費の内訳といたしましては、全体事業費で約19億2,300万円、国庫で2億2,500万円、特例債で15億7,400万円、一般財源で1億2,300万円でございます。

次に、保健・医療・福祉の充実の中の、磐城第2保育所の整備事業でございます。100%でございます。

地域活性化事業でございます。進捗率は27.64%でございます。事業費の内訳といたしまして、総事業で4億9,900万円、国庫補助で2億1,200万円、特例債で2億4,400万円、一般財源で4,200万円となっております。

次に、ごみ処理施設整備事業でございます。進捗率は17.07%でございます。総事業費といたしまして10億5,700万円でございます。そのうち国庫が3億7,200万円、特例債が6億3,900万円、一般財源で4,500万円となっております。

次に、尺土駅前広場整備事業でございます。進捗率は48.36%でございます。事業費といたしまして5億1,500万円、国庫補助といたしまして2億1,700万円、特例債で1億6,800万円、一般財源で1億3,000万円となっております。

次に、社会資本整備総合交付金事業、国鉄・坊城線でございます。進捗率につきましては、47.7%でございます。総事業費が2億1,900万円でございます。特例債につきましては1億7,000万円でございます。一般財源が2,000万円でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 山本部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

合併以降の財政の推移でございます。決算ベースでの財政規模でございます。合併直後におきましては、合併に係る経費もまだ含んでおったわけでございます。そういうものを除いた中で合併直後以降につきましては、平成18年度決算ベースでは117億円台、これが平成20年度、平成21年度と平成22年度まで120億円台を推移してきたわけでございます。平成23年度から平成24年度については、130億円後半まで伸びてきたと。平成25年度に至りましては、本決算でもご案内させてもらっておりますように、これは普通会計ベースでございますが、156億円台まで伸びてきたと。こういった中で、実質的な各それぞれの年度収支でございますが、合併10年間の前半につきましては、これまでより申し述べておりますように、三位一体の改革等によります交付税の縮減、また、国庫補助負担金の縮減等々がございまして、色濃くこういった影響を受けた結果、実質収支におきましては、前半においては、基金を取り崩した中での黒字、後半におきましては、基金を取り崩すことなく決算を迎えておると、こういう状況でございます。

この1つの大きな要因といたしましては、まず、普通交付税がございまして、合併年度におきましては、普通交付税21億9,800万円余りであったわけでございますが、これが平成21年

度までが20億円台、平成21年度で27億3,000万円余りとなり、平成25年度に至りましては35億1,800万円余りとなったところでございます。また、平成13年度より創設されております交付税の代替の赤字起債でございます臨時財政対策債に至りましては、平成16年度で6億7,000万円余りであったものが、現在、平成25年度で7億6,900万円と、こういうふうに経常的な一般財源、依存財源でございますが、大きくふえてきたと。普通交付税臨時財政対策債、合わせまして、平成16年度で28億6,000万円余りであったものが、平成25年度では42億8,000万円余りとなってきたと。そこに加えて、政権交代による支援施策が色濃く反映されておると、こういうことでございます。

平成13年度から小泉内閣第1次から第3次に至って、小泉内閣があったわけでございます。平成19年度までが安倍内閣ということで続いてきて、平成20年度の後半、麻生内閣から国の臨時的な交付金、地域活性化の、まず、緊急安心実現総合対策交付金というものが出されたわけでございます。それに続いて、平成20年度におきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金と、こういうことで出されてきた施策が、平成21年度9月に民主党政権にかわったわけでございます。鳩山内閣、菅内閣、野田内閣と平成24年度の12月まで民主党政権が続いたわけでございます。この間、臨時交付金に至りましては、葛城市一般財源の振替で活用させていただいた額が5億4,000万円余りとなっております。また、加えて、平成21年度からは緊急雇用創出事業があったわけでございます。平成25年度まで、現在あるわけでございます。一般会計では3億8,000万円余りを活用させていただいております。加えて、平成22年度、平成23年度とふるさと雇用再生特別基金事業、これもあったわけでございまして、9事業8,300万円余りを活用させていただいたと、こういうところでございます。平成24年度の後半、民主政権から自民政権に移りまして、現在、安倍内閣になっておるわけでございます。平成25年度、今決算でも出てきますが、地域の元気臨時交付金ということで1億1,400万円余りをいただいたと。それと、平成26年度に至っては、がんばる地域交付金ということで5億600万円余りをいただいておりますと、こういう国の政権交代等によります施策にも助けられて、今日の財政状況の好転してきた要因になっておるところでございます。

基金積立に至りましては、平成16年度、普通会計ベースでございますが、36億1,600万円余りだったわけでございます。平成25年度末におきましては、49億8,100万円余りとなったところでございます。また、地方債残高につきましては、平成16年度、121億円余りあったわけでございます。現在、平成25年度では、合併特例債等々の起債も増してまいった関係で、140億8,600万円と、こういう形でございます。なお、財政状況をあらわします財政指標につきましては、平成16年度、まず財政の硬直化でございます。こちらを示す指標といたしまして、経常収支については、平成16年度92.8%であったわけでございます。現在、平成25年度では85.7%と、こちらについては県内でも優良な状況でございます。また、実質公債比率におきましても平成17年度から算定しておりますが、平成17年度14.1%であったものが、現在7.5%といったふうに、県内12市の中では優良な状況を推移させていただいておりますと、こういうところでございます。

なお、こういった現状の財政状況でございますが、今後の見通しということでございます。

今後の見通しについてでございますが、政権交代が平成24年度後半にあってからの国の施策、民主党の内閣の折には、細やかなソフト的な事業に対する臨時交付金、こういうのがいろいろつけられて手厚くされたわけでございます。これが、今自民党政権にかわりまして、事業をいろいろしていくところに対して交付金をつけていくといった、ハード的な事業がされておるところにつくような仕組みに変わってきたと、こういうことでございます。こういったことも鑑みますと、国の施策、そのときどきの政権によりかなり変わってくる。これによって市町村も大海の浮かぶ葉のごとく揺さぶられると。こういうのが実感として体得できたわけでございます。今後、平成27年度の、これは総務省の概算要求の中でございます地財計面上交付税が約5%ほど落とされるような情報もつかんでおるわけでございます。こういった中で、今後、気を引き締めて、持てる財源、効率よく新市建設計画遂行に向けて運用させていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長 白石委員。**

**白石委員** 新市の建設事業計画の主要な事業の到達点について、平成24年6月時点ぐらいでしょうか、についてお伺いをいたしました。トータルとして、新市の建設事業計画は当初200億円余りだったわけでありましてけれども、ご承知のように、新クリーンセンターの焼却施設が約10億円足らず増加をするとか、この200億円自身がどの程度ふえてきているのかということですね。そして、残事業、一応、合併特例債の期限が5年間延伸をされたということもありますから、一応、平成29年目標の事業もありますけれども、それにあわせて残事業の事業費、これらについても見通しというのはなかなか立てにくいというふうには思いますけれども、私はトータルとして合併特例債、これからもう合併特例債は限度額いっぱいになっているわけですから、事業費の増嵩にあわせて、交付税措置される通常債を活用していくということになってくるわけでありまして。

なぜこういうことをお伺いするかということ、新市の建設計画をつくるに当たって、財政計画をつくってきましたけれども、その財政計画、この12月に改めて、新市の建設計画の見直しとあわせてご提示いただくというふう聞いております。そういうことがありますので、本当にそういう事業の到達点等、これからどの程度の事業費を執行していかなければならないのか、その財源の内訳はどうなっているのかと、起債の償還はどうなっていくのかと、その起債の償還の財源をどこに求めていくのかと。そのために、やはり当てにしている地方交付税はどうなっていくのかと。そして、この今の財政が非常に国の経済対策や地方財政対策によって、先ほど山本部長が申されたように、交付税の増額処置や経済対策等によって、非常に地方の自治体の財政が余裕を持ってきていると、こういう状況になってきている。そういう好機もあって、今、やはり財政調整基金積立金や減債基金、財調が中心でしょうけれども、やはり、償還財源として、あるいは、毎年度の償還財源を確保し、葛城市の全般にわたる事務事業の執行をしていかないかんわけですから、そういう手当てをし、見通しを持ってやっぱりやっていかないと、これは大変なことになると。

しかも、山本部長が申されました、平成16年の合併で、これから合併算定替によって交付

税が5億円余分に来るんだということでした。しかし、三位一体の改革によって、交付税が3兆円も減らされるという事態になって、平成12年、平成13年の新庄町や當麻町の交付税の合算した額、これらよりもやっぱり12億、13億円ぐらいは減ってきたというような、こういふことになって、部長が言ったように、大変厳しい状況になり、積み立てられてきた財政調整基金がこの手当てに充てられたという状況が出てきているわですね。ですから、私は今、国はとにかくアベノミクスということで日本の経済を立て直して、デフレ脱却をしていくという形で、どっと借金をして、国はもちろんのこと地方へも予算を配分して、ほんまに大盤振る舞いをしているという状況です。国と地方の合わせた借金というのは1,000兆円を超えた。国民1人当たり800万円という状況になってきます。

私は今、この平成25年度の決算の状況を見て、財政指標そのものは非常に経常収支比率も下がってきていると。そして、実質公債比率も7.5%に下がってきているということで、今、それこそ、これから新市の建設事業の残事業をやっていく財源、そして、借金返済の財源をやっぱり確保しておくということが必要だというふうに思うんですね。だから、この財政指標を見て、本当に浮かれていたんでは大変なこと。必ず、国は国際公約であるプライマリーバランス、基礎的財政収支を、これはGDPベースでありますけども、赤字を来年までに半分にすると。2020年にはゼロにすると、こう言うところですね。今のようなこの財政出動の状況では、こんなん達成できるはずがない。そのためには、消費税をまた10%に上げるかもわかりませんがね。しかし、これはどうなるかわからないという状況です。ですから、浮かれているはやっぱりだめです。

今の状況というのは、まさに御所市でも、大和高田市でも、桜井市でも、五條市でも、減債基金の積立、財政調整基金の積立ができるようになりました。御所市でもできるようになった。もうそれこそ2年前ぐらいまではできなかった。それができて、やっぱり将来の厳しい財政状況に耐えられる行財政改革をするとともに、財政調整基金への積立、減債基金への積立をやっぱりやってきているわけですね。だから、私どもも、やはり市民の皆さんの住民福祉の増進を図るといふ、そういうサービスを任されている以上、ここにやはり視点を置いて、新市の建設事業計画をやったから、こっちは辛抱してください、あるいは、引き下げますなんてことはできないわけですから、きちっとして財政的裏づけをとっておくということと、きちっとした、これから政府がどういう財政対策あるいは経済対策をとっていくかということとを予想して、やはり財政基盤の強化を図っておかなければ大変なことになる。

そこを、この間の本会議上での議論を聞いていたら、もうまさにバラ色の議論をされているわけですね。これは大変だなと、私本当に思っています。ですから、そこは、山本部長はしっかりとわかっていたらと思います。今は大丈夫だけでも、これからはやっぱり予断を許さないということ、きちっとご認識をいただかなきゃならないと思います。一般質問と違いまして、事前に通告をしていないということで、これからの具体的な事業費や財源の内訳についてなかなかお示しいただくということは困難だということはおっしゃっていましたが、総括質疑ということでお伺いをしました。これはまた、新市の財政計画、あるいは、新市の建設計画見直しの中で、議論する中で、お示しをいただきたい、このように思

います。こういう点をほんまに強調しておきたいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

議長。

**西川議長** 総括ということでございます。議長という立場上、所属している委員会以外はオブザーバ的な立場でというご指摘も過去にいただきました。ただ、一方で、議長はどの委員会にも出席し発言をするということは許されておりますので、確認も含めて質問をさせていただきたい、このように思っております。

最後には全般にわたって理事者の意見をお伺いいたしますが、4款、6款のことについて、ちょっと質問をさせていただきたい。確認も含めましてね。

まず、4款の中で、特に新クリーンセンターの進入路の問題であります。これは、当初、特別委員会が設置されたときに、僕自身が初代の委員長をさせていただきました。そのときの計画は、今の竹内の大きなカーブをしている上り坂をずっと上って、一番上の方に近いところに池があるんですが、左側に。その池の付近を山をがち割って、それで進入路をつくるという計画であったように、ほぼ何か図面もできていたように思います。そのときに、山の木を伐採して、そこの進入路をやるということで、その費用は幾らかかるんやというふうなことを確かめさせていただきまして、そのときは、間違っていたら訂正いただいたらいいですけれども、10億円近くの工事金額が要ると。それは危ないし、大きなヘアピンカーブを上ってパッカー車が出入りする、それってまた自然環境を破壊もするというので、委員会としてそこへ差しかかるまでの池の方へ、瓦堂池かそちらへ入っていく道を利用して進入路できないか、その場合の費用は幾らやというふうなことで言うと、4億円そこそこやという返答をいただきましてね。それであればそこを進入路にできないかということで、委員会でも2回にわたって審議をし、そのようにしていただくようになったと記憶をいたしております。そこはそれでええかどうか確認をいただきたい。

そのときに、いろいろとかかわる買収、また、補償移転にかかわることがあるので、それも少しは議会と行政等にかかわる方々もおられまして、到底そのことはのめんというふうな、それは無理やというふうな返答をいただいたところではございましたけれども、先ほど申しあげましたお金、また自然破壊というふうなことがありましたので、どうにか頼み込んで、議会、委員会としてその方向性を打ち出すので協力をいただきたいというふうな経過をもって、あの進入路は決定していったという経過がございまして、そのことについて協力をいただいて、今、補償の金額、買い上げの金額、それはいろいろと審議をいただくのは結構でございますけれども、せつかく無理して協力していただいた方が、今の委員会ですらいろいろと審議をされる。協力をいまだにいただけてない方については、何ら審議がない。こういう形はどうか。僕ははっきり、そこを行政側が交渉の仕方が悪いんか。委員会としては、ちゃんとその方向性を出してるんですよ、2回も。そこを、どんなことが影響しているのか。そこをしっかりと返答をいただきたい。大字とのいろんなことは行政がしっかりと協議をいただければいいわけで、協力いただく土地は大字とは関係あり

ませんのでね。それから、その交渉の仕方はどうなっているのか、そういうことが1つ。

それと、6款でございます。これはいろいろと違法盛り土とか、いろんな話が出ておりますけれども、道の駅そのものに関してではございません。もともと僕は、平成4年に新庄町の議員として新庄町議会に送っていただきました。その当時、今、御所・香芝線のバス停がある、そして、今、大字中戸のお寺、教善寺というのが今建っておるんですが、その付近から、上の山麓線と言われている寺口方面へ行く道路、あそこにごみの山ができたんです。そのごみの山、僕は笛堂の東側の秋吉というところに親戚があるんですけども、そこから見ても、何やあれは、えらいごみの山できたなど。そういうふうなことがあって、相当あれについては、旧新庄町のときに、いろいろな陳情もし、お頼みもしてきた経過がございます。そのときの処理をどうしていただいたか。

それと、違法盛り土、違法盛り土と言われておりますけれども、当初から違法な形じゃないんです。違法な形であれば旧新庄町も県に進達もしませんでしょう。違法な状態になっていくからしっかりと陳情もし、これはいかん、こういうことで力になってくれと言うてきた経過がずっとあるんですよ。そのことも含めて、平成4年には、今、シャボの谷と言うてたところにごみの山なんです。そのときのきっちりとした頼みも、きっちりやってきましたよ。そのときに、中戸の住民は体を張ってとめに行ってるんですよ。そのときの担当者、誰が責任者やったんか。今わからんでも結構ですけれども、しっかりとどんな対応をしたのか、きっちりとお示しをいただきたい。

それで、僕が平成4年に議員になったときに、質問をさせていただきました。一般質問ですね。そのときの町長は藤井本町長でした。藤井本町長が、それは難儀やということで、一緒に山へ、その違法になった盛り土になったところと一緒に見に行っていた経過があります。その後、それをずっと陳情してきた、その辺のときの動き。僕らは県の砂防課にも行きました。高田土木へも行きました。警察へも、保健所へも。そのときにどんな対応を、旧の新庄町がしたんか。そのときの担当者はどういうことをやったんか。しっかりと出していただきたい。

それと、南側の斜面ですね。今、砂防堰堤になっている。あれも何でそんな短時間で県へ進達を出したんか。僕らがそのときに反対やというのをわかってて、何でそんな早い時期に県へ進達を出していくんか。僕はよう理解できません。そして、いまだに県へ出された形にはなってませんよ。ちょっと確かめればわかりますが、そういうことやと僕、思ってます。いまだに放置のまんま、南側斜面。そういうことも含めて、一度、そこらのこと、答弁できる範囲はしっかりと答弁をお願いしたい。

**西井委員長** 芳野部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。西川議員の質問にお答えします。

当時の確認ということで、新クリーンセンターの進入道路につきましては、平成22年3月19日開催の新クリーンセンター建設事業特別委員会におきまして、2つの進入路案を示させていただきました。1つは、国道165号線竹内上池から當麻クリーンセンターに山間を蛇行して下る進入ルートでございます。もう一つは、国道165号線竹内史跡の丘から進入する現

在のルートでございます。そのときの委員会では、上池ルートより現ルートである史跡の丘のルートの方がよいという委員会の意見をいただいております。また、同じ年の9月7日の同委員会におきましても、再度、2つの進入道路案を提案させていただきました。パッカー車等が頻繁に往来するその通過地域や地権者には大変、大きな迷惑をかけると思うという意見が多くございました。しかしながら、委員会では協議の結果、最終的に現行の史跡の丘ルートを進入道路として建設する結論を全会一致でいただいております。

また、進入道路の残る用地につきましては、逐次、所有者と交渉を行っておりますが、いまだ合意には至っておりません。

以上でございます。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

今、議長の方から2点質問をいただいたわけでございます。

1点目の平成4年当時の御所・香芝線、今現在、教善寺から上の県道、寺口・北花内の間のことをおっしゃっているというように思うわけでございますが、当然、この平成4年時にもうごみの山になっておるということにつきましては、これ以前に何らかの許可が出ておったかと。なお、この付近につきましては、砂防指定区域には入っておりませんので、景観保全なり等の行為の届け出等、当然、農地であったと思いますので、形状変更等の届け出があったかなというように推測されるわけでございますが、何分古い話でございますので、そのときの担当等も現在、把握はできない状態でございますので、その辺につきましては、詳細に調べさせていただいて、後日、環境面のこともございますので、どちらの所管の委員会になるかもちょっとわかりませんが、詳細を調べさせていただいてご報告申し上げるということで、この点についてはご理解いただけたらと思います。

2点目の違法盛り土とその南側斜面の件についてでございますが、この件につきましては、以前より一般質問等で質問をいただいておりますので、これにつきましては今、手持ちの資料でご説明を申し上げたいと思います。

まず最初の違法盛り土の件でございますが、これにつきましては、平成9年4月7日に当初の許可が県の方で、砂防指定地内の行為の許可ということで許可が出ておるわけございまして、旧新庄町の関係につきましては、平成9年4月7日に許可が出るということになりますと、平成8年度の中で旧新庄町の方は景観保全の保全地区内の行為の届け出と、砂防指定地外の行為による許可の進達を行っていると、平成8年度の許可やから、平成9年3月31日までに行っているということだと思います。その中で、保全行為の地区内の行為につきましては、その当時、新庄町の計画課、砂防指定地内の行為の許可の進達につきましては建設課の方で進達をいたしておるわけございまして、その後、変更許可等が3回出ておるわけございまして、なお、この砂防指定地域の許可行為につきましては、平成12年4月より市の経由をなく直接県に届いているということでございますので、その辺につきましても詳細に古い書類等に基づきまして、担当なり、そのときの対応の状況も、これもあわせてご報告を今後申し上げたいというように思っております。

なお、その後の南側斜面の件につきましては、先ほど言いましたように、砂防の指定地域に入っておるわけですが、平成12年以降でございますので、砂防指定の許可についての市への経由はなかったわけですが、ただ、この寺口区の林地開発に絡む分につきましては市の経由でございましたので、まず、林地開発と保全地区内の行為の届け出という2つの許可があったわけですが、届け出があって県への進達があったわけですが、なお、寺口地区の林地開発に伴う、まず最初に保全地区内の行為の届け出ということで、これにつきましては、平成20年3月25日に受理いたしまして、3月26日に関係課協議ということで、この当時、環境課、建設課、都市計画課、農林課の関係課の協議を行いまして、明るる日の3月27日に県知事へ進達いたしておるわけですが。

なお、森林法第10条の2第1項の規定による、開発行為の許可につきましては、これが林地開発許可の申請になるわけですが、この申請につきましては、平成20年4月2日に受け付けまして、4月8日に関係課協議、この平成20年4月1日に機構改革がございましたので、このときの関係課協議は環境課、都市整備課、農林課となっております。そして、同日に県知事へ回答いたし、平成20年4月11日には森林法の10条の許可と砂防の許可が、この行為者に許可がおりたということでございます。なお、この時点から工事がなされまして、今現在ご指摘のように、途中で終わっておるわけですが、と申すのは、今、申請者の方が平成22年12月6日に亡くなられたという中で、今、現状、南側斜面につきましては、まだ行為の途中であるということでございます。

今の段階でわかることは以上でございますので、今後、そういう対応なりは書類等を調べさせていただきまして、後日、報告をいたすということでご理解をいただけたらというように思います。

以上です。

**西井委員長** 議長。

**西川議長** 今、答弁いただきましたけれども、どういうふうに大字等々の陳情を受けて、どういうふうに県、例えば、警察、保健所等に動いていただいたか、その意向を受けてですね。それは後日調べて返答をいただけるということですか。

まず、そしたら、進入路ですけれども、いろいろと話題になっておりますけれども、いろいろの中でご協力をいただいて、今、確認があるのかないのかというふうなことがありますけれども、当初僕は、あれはやっぱり道路の拡張か何かで、工場のやっておられた中で、収用をするときに、きちっと旧當麻町がそのことを申請しておけば、今のようなことの問題が起きなかったんじゃないか。旧當麻町のとこですよ。そういうふうには思っておりますよ。ただ、この基盤、道路をしっかりとやっぱり整備をして、安全も確保していかないかの中で、協力をいただくところは協力をしっかりいただけるように、行政側は夜討ち朝駆けでも交渉に行かれたらどうですか。

それと、先ほどのごみの山のことでございますけれども、あれでその事業者は大きな利益を得たわけですが、あのごみを捨てることによって。その結果が、あのお住まいになっていた城のような農家住宅です。それを再度利用して販売をするなんて、確認は農家住宅でおりているで



しょうけども、そのものを用途変更なんてできませんよ。はっきりと、崖地から2倍は離れたところでないと、建物建てられへんですよ。今は、擁壁はそういう加重がかかってくることを計算して、そういうことになっていますけれども、これなんか利用できませんよ。はっきりと解体しかないですよ。そういうふうなことも含めて、しっかりとやっぱり対応をしていただきたい、今後も。

それと、もう3回目はやめますので、市長の方もちょっと答弁いただきたいんですが、平成25年度も平成26年度の予算もこの事業をしっかりと執行するというところで、議会としては可決しているんですよ、予算を。そのことを踏まえて、どのような覚悟で、しっかり進めていくんか、今後の事業そのものを、いろいろなことありますけれども、大きな事業ですよ。クリーンセンター、給食センター等々含めたら5つの事業を一気にやるわけですよ、大きな事業。1人の首長がその期間に1つでもやり上げたらという、その事業を5つもやるわけですから、いろいろとご意見をいただいている繰越しはそれはもちろんないようにするのが当たり前ですよ、その意見はそういうことですよ。ただ、そういうふうなことは経験してないわけですからね、今まで。5つもこんな大きな事業をやるわけですから、議会としても、行政だけに任すのではなしに、ちゃんとそれなりの市民の方々の基盤整備をやるわけですから、しっかりと予算等も可決しているわけですから、本来。そこら辺をどういうふうに進めていくんか。しっかりと答弁をいただいております。答弁次第では、もう一度意見を言わせていただきますけれども、これで僕の質問は答弁をいただいて置きたいと、それで意見は置きたいと思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 先ほどから財政の問題、新市建設計画の進捗の問題等、他の委員からもご意見を頂戴し、また、財政状況等について浮かれてばかりではいかんというお話をいただいております。何も浮かれておるわけではございませんし、平成25年、平成26年、財源の確保を最大限にさせていただきますということ、私の中で一生懸命させていただいているということを一般質問等の中でも申し上げさせていただいたところだと思っております。当然、大きな事業、人員も本当にきつい中で、各担当者は努力をしておりますけれども、まだまだ事業、到達点というのが、ようやくゴールラインというのが見え始めてきたところだと思っております。このゴールラインをきちっとみんなで、しかも、事故なく大過なく、また計画どおりに進んでいくことが我々の至上命題であるというふうに思っております。人員をしっかりと確保しながら、最大限の力で用地買収にかかり、また、事業計画を練り上げながら、1日も早く建設、建築にかかれるように努力をしております。全力を尽くしてまいりますということをお誓い申し上げます。

それと、出張費のかさみや交際費等のことでいろいろとご意見を頂戴しておるところでございますけれども、やはり、国や県、いろんなところに出張に行きながら、次の予算がどうなっていくのか、財源をどのような形で確保していくのか、情報を仕入れていかなければならない。また、同じ事業でも補助率が高い事業の採択をしてもらえるように努力をするとか、交付金等の情報、今はがんばる交付金等がございますけれども、そのような情報を

いち早く察知し、それに採択されるように努力をしていく。それによりまして、今回も5億600万円という過分なる交付金をいただけたというふうに、これは自負をいたしております。このような形で財源の確保をさせていただきながら、事業進捗を図り、住民の皆さんから預かった大事な税金、これをしっかりと住民に還元していけるように、また、将来的にわたって財政的に安定した葛城市を構築していけるように努力をし続けるのが私の仕事だと思っておりますので、ご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

**西井委員長** よろしいですか。

**西川議長** はい。

**西井委員長** ほかに総括質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** ただいま上程の認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

真摯に審査をし、賛成をさせていただいた平成25年度葛城市一般会計予算です。その議会が認めた予算にもかかわらず、事業が進まず多額の繰越しをし、執行がされていないこと。このことは平成25年度に限らず、ここ数年、こういった傾向にあり、本当にこれで新市建設計画等事業の期限内での完遂ができるのか危惧されるところです。また、本委員会での審査に必要な数字の開示を求めたにもかかわらず、明確にされなかったこと、これは真の審査ができません。これら補助事業に対する考え方や資料の開示等のこれらの速やかな改善を求め、以上の理由により、本決算は反対とさせていただきます。

**西井委員長** ほかにありませんか。

川村委員。

**川村委員** ただいま上程していただいております認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成25年度一般会計決算につきましては、歳入総額が164億6,666万円に対し、歳出総額153億2,138万2,000円であり、翌年度の繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支は6億3,827万5,000円であり、大幅な黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては、市税確保のために、昨年度より始められたコンビニ収納においては着実な成果を上げられておられると思います。収納率の向上に努力されておるといふことも伺います。国から地方への財源措置である普通交付税、特別交付税についても、当初予算額よりも上回った額となっております。さらに、市債については、交付税措置のあるより有利な起債の充当、また、国の経済対策に基づく交付金など、さまざまな面で財源の確保に努められたことによる、そのことが主な要因であります。

また、歳出面におきましては、新市建設計画に基づく主要事業である新クリーンセンター

建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業など、執行されているとともに、100%国の補助であるICT街づくり推進事業の事業採択を国より受けられて、地域が複合的に抱える諸課題解決の先行モデル事業について国や企業と連携をしながら取り組まれています。また、緊急雇用創出事業交付金であるところの観光インバウンド事業、それから、竹内街道1400年記念事業、地域防災マップ作成事業、公共施設調査事業、買い物困難者生活支援システムの調査事業、バイタル調査事業、地域ブランド創出事業等々、山下市長が公約で掲げられたビジョンに係る諸事業を、補助金を活用しながら着実に執行されておられます。一般財源の支出を抑制されることも高く評価したいと考えるところであります。

しかし、これまでからも指摘されている繰越事業に関しましては、国の施策に伴う事業を除き、会計年度独立の原則からも年度内に事業を完了していただくことを要望しておきたいと思えます。

今後も、市民が安心して暮らせるまちづくりのための諸施策の推進に取り組んでいただくことはもちろんのこと、効率的で質の高い市政運営の実現に向けて、歳入面ではさらなる財源の確保に努めていただきたいと思います。また、歳出面では新市建設計画を中心とした普通建設事業、事務事業について精査されるなどして、将来を見据えた計画的な財政運営を推進し、健全な行政運営に取り組まれるようお願いするものであります。

以上により、本決算においては認定すべきと判断できる内容であると申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 私は反対の立場から討論を行いたいと思えます。

平成25年度の一般会計の決算認定になるわけですが、私は議会に選出させていただいて、その当時から繰越しということで指摘をしてまいったわけでございます。平成25年度の決算、平成24年度の繰越し、これが非常に執行率が悪い。いわゆる60%前後ぐらいしか執行されていないという状況であるわけでございました。未執行の金額につきましては、国庫については返還、あるいは、市単については不用額という形で処理をされておるようにも思えます。

また、用地の問題ですが、きょうも新聞で大きく報道されております。7年間連続下落、大きな見出しで出ておるというわけでございます。しかし、今、決算なりを見させていただいた中で、公共用地につきましては、恐らく下落はしていないであろうなというふうに私も思っております。

家屋の補償の問題ですが、なかなか一般的には考えづらいような内容ではないかなということをおっしゃるわけでございます。このようなことから、いわゆる我々、平成25年度の当初予算、どういう審議をしておったんかなと、私も今、反省をいたしておるような次第であるわけでございまして、今後、国庫補助事業、どういうものかなということも再度、認識していただけたら一番ありがたいかなというふうに思っております。ということで、今、このことから、今回の予算については到底賛成には回れないということで、反対討論にさせ

てもらいたいと思います。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

赤井副委員長。

**赤井副委員長** 平成25年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成25年度一般会計決算につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支が6億3,827万5,000円であり、大幅な黒字決算となっています。新市建設計画による本格的な事業の執行に伴い、多額の合併特例債の発行による公債費の増加や基金の減少等が予想される中、市民の福祉向上のために貴重な市税を初めとする一般財源を有効に活用する観点から、諸事業に要する補助金等の特定財源確保のために、全国的にも珍しいICT街づくり推進事業を代表する多くの国等の補助対策事業を取り入れられたことにより、一般財源の支出を抑制された結果であるとは言えます。

本年度は、主要な事業として、地域循環型社会形成推進事業、地域活性化事業、尺土駅前周辺事業、国鉄・坊城線整備事業を初め、吸収源対策公園緑地事業や土地改良事業、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業等の建設事業が執行されており、全国的に見て順調な決算と言えますが、繰越しされている事業もありますので早期に完了されることを強く願っております。内外の厳しい社会情勢の下にあって、本市では子どもたちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりのために、各種の施策の推進にも取り組んでいかなければなりません。事務事業の整理・合理化、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減、合理化等、財政の健全化に向け全庁で取り組まれているところでありますが、更に効率的で質の高い市政運営を実現するため、将来を展望した計画的な行財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう取り組み、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第1号の平成25年度一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体の第一の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。市民の命と暮らしを守り、支える役割を果たさなければなりません。平成25年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうかは問われなければなりません。

さて、平成25年度一般会計予算の提案では、地方交付税の見込みは、対前年度比マイナス2.2%となり、歳入歳出の根幹をなす法人市民税において、企業の業績不振に伴う減少は予測され、特に、法人市民税と固定資産税は大幅な減収が見込まれる。歳出面では、扶助費や特別会計への繰出金の増額が見込まれるほか、新市の建設計画に基づく普通建設事業は例年に比べ突出した年度になることから、厳しい財政運営が強いられることとなる。このように位置づけて、財源不足を補うために、財政調整基金積立金から7億9,000万円余りを繰り入れ、収支の均衡を図ったところであります。しかし、本決算では、国の地方財政対策による

地方交付税は前年度より3,921億円の減額、臨時財政対策債は799億円の増でしたが、普通交付税は2億1,800万円の増収となっています。内部的には、地稅収入が当初予算の見込みより調定額で4億9,458万円上回りました。財政調整基金から繰り入れていた7億9,000万円を全額基金に振り戻すとともに、新たに3億5,986万円を財政調整基金に積みました上に、実質収支で6億3,827万円の黒字決算となっています。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてまいりましたが、平成20年度以降の地方再生対策費や平成21年度の地方交付税の1兆円規模の積み増しなど、毎年、地方財源の確保措置により、昨年を引き続き順調な決算となりました。多くの自治体で、財政調整基金や特定目的基金がふえているのであります。しかし、市民の暮らしや経営は、景気の低迷の中でアベノミクスが実感できない厳しい状況にあることが、本決算委員会の議論の中で明らかであります。

さて、固定資産税は土地で7億4,968万円、前年比マイナス0.32ポイント、244万円の減収になっています。地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が、平成5年から18年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担はいまだに解消されていない状況であります。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで公示価格の2割、3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。さらに、平成9年の評価替えのときに導入した負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となっていました。事前調整にもかかわらず高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。滞納がどんどんふえてきている、これが証明をしているのであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。平成25年度も防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は、防火消火栓で30万円、さらに、ホースや消化器などの設置用に係る3分の2の地元負担は60万円となっています。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は税外負担の解消を促進する意味で、地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定が加えられました。この法律の趣旨、目的は、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべしとして、直接は、または間接を問わず、割り当てて徴収するようなことはしてはならないと解されているのであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金徴収条例を定めて行うべきであります。何よりも、住民の安全や健康、福祉を保持することは、地方自治体の基本的な責務であり、市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、職員採用についてであります。市長として職員採用試験に関与することは当然だとの市政は、地方自治法や地方公務員法の趣旨や目的を真っ向から否定するもので、認めがたいものであります。県内12市の中では葛城市だけです。直ちにやめるべきであります。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は2万5,000円の範囲で、市が全額負担する改善が実施

されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束を裏切るもので認めることはできません。住民の安全を守ることは市の責任です。児童、生徒等の通学路、買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置すべきであります。

次に、障害者福祉についてであります。自立支援法の施行から6年が経過しました。サービスの利用料は、これまで収入に応じた負担方式でほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法では、障害を自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけたのでございます。葛城市では、非課税世帯の利用料の免除などにより、その負担率は0.5%、補装具で3%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担と言わなければなりません。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げの問題についてであります。平成22年6月から事業系ごみの持込手数料が、10キロ100円から150円に値上げをする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間、130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、1,181万円も負担をかけているのであります。認めがたいものであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。これまで、有線放送の地域では、トランペットの購入費で3,990円、さらに軒下から室内への配線設置工事も市民の負担となっていました。平成25年度からは、トランペットについては貸与されることになったのであります。評価できるものであります。しかし、軒下から室内への配線や設置工事費の市民負担が残されています。防災行政無線の地域では、一切の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なっていることは著しく均衡を欠き、公平の原則からも認めがたいものであります。設置工事費は150万円程度あれば解決できます。早急な改善を求めます。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した唯一の農業振興のソフト事業とも言える、個別補償制度を引き継いだ減反政策は、多様な農業経営の現状からはどれほどの効果があったのか、全く検証できない状況であります。何よりも、現在の米価が60キロ当たり1万円前後になるという過去最低の水準となっております。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻をしています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業以来、全くその効果があらわれていないのが現状です。日本の、葛城市の農業振興や国民の食糧を保障するものではない、断言できるのであります。このままでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃や転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。葛城市の現在の予算配分は、多額の予算を公共事業を中心に配分をしています。農業を葛城市の基幹産業と位置づけて、経営を支え後継者を育てる所得保障や価格保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分し、家族農業を初め集落農業など、多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、都市基盤整備事業、道路整備事業についてであります。現在、平成29年度の竣工を

目指して、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線事業が着工をされています。総合計画等に基つき、都市基盤整備に必要とされる基幹道路の計画的な建設は当然のことではありますが、住民の身近な集落内道路や通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置、一時避難所になっている公民館の耐震化など、生活に密着した公共事業優先に切りかえていくべきであります。何よりも新市建設事業計画事業に、給食センターや新庄幼稚園の建設事業の追加、計画になかった新道の駅建設事業など、157億円の事業が200億円を超える事業に膨らんでいます。直ちに、財政計画を見直し、普通交付税の一本算定や合併特例債や通常債の償還、今日の社会経済情勢などを見込んだ新市建設事業計画をつくり、それに見合った財政計画をつくるべきであります。

次に、地域活性化事業、新道の駅事業についてであります。平成23年10月25日に提案されて以来、ころころと事業計画が変わり、今日に至っては基本計画そのものが大きく変わってきています。また、事業手法も、都市再生整備計画事業から都市公園整備事業、また、都市再生整備事業ところころと変わってきております。既に用地の買収は8割方終わっていますが、前部長の答弁では、都市公園事業において購入をされている、断言をしているのであります。どうしてこのような状況になったのか。それは基本計画が変わり、実施計画が変わり、事業が混迷をしてきたからであります。私は、本事業は一旦凍結をして、全体を見直してやるべきであります。現状は到底、容認できないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。本事業の用地取得費に係る費用の一部を、計画されている大字から寄附金の名目で用地費を徴収されています。疋田で1,100万円、木戸で1,500万円、平成25年度の決算で徴収されていることが明らかになりました。また、この寄附金の徴収は、平成25年の予算委員会で地元から徴収することを明言していることからして、明確な、地方財政法第4条の5、割当寄附金の禁止規定に違反をしていると考えます。また、合併後、葛城市緑の基本計画に基づき、緑化重点地区整備事業やまちづくり交付金事業で設置されてきた、萱や笛堂などの6カ所の公園整備事業では、寄附金はもとより地元負担は一切ありませんでした。寄附金の徴収は断じて認めることはできません。行政の基本は、事務事業の執行や予算の執行において、地方自治法や地方公務員法、地方財政法など法律を守り、また、葛城市の条例や規則、計画や制度を率先して遵守していくことが当たり前のことでもあります。しかし、地方財政法第4条の5、道の駅では、葛城市の山麓地域整備基本計画や総合計画、都市計画マスタープランをないがしろにしている。職員採用では政治倫理条例や地方公務員法がないがしろにされている。このようなことは、行政を進めていく上で絶対にあってはならないことでもあります。

以上、反対の討論といたします。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 0時58分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、認第2号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、認第2号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の143ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額42億2,888万2,000円、歳出総額41億9,111万6,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の3,776万6,000円でございます。

次に歳出をご説明申し上げます。157ページをお願いいたします。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費945万8,813円の執行でございます。

2目連合会負担金235万3,088円の執行でございます。2項1目賦課徴収費196万9,612円の執行でございます。3項1目運営協議会費13万8,000円の執行でございます。

2款1項1目一般保険者療養給付費22億5,125万2,382円の執行でございます。2目退職被保険者等療養給付費1億9,089万1,770円の執行でございます。3目一般被保険者療養費4,236万7,358円の執行でございます。4目退職被保険者等療養費270万7,303円の執行でございます。5目審査支払手数料885万8,358円の執行でございます。2項1目一般被保険者高額療養費2億7,769万9,717円の執行でございます。2目退職被保険者等高額療養費2,808万1,023円の執行でございます。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費11万5,038円の執行でございます。2目退職被保険者等高額介護合算療養費、執行はございません。4項1目一般被保険者移送費、執行はございません。2目退職被保険者等移送費についても施行はございません。5項1目出産育児一時金2,130万円の執行でございます。2目支払手数料9,240円の執行でございます。6項1目葬祭費144万円の執行でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金5億6,163万2,575円の執行でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万4,969円の執行でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金53万5,861円の執行でございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金4万4,969円の執行でございます。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万9,869円の執行でございます。



6款1項1目介護納付金2億3,678万1,827円の執行でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金9,217万7,865円の執行でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金3億5,741万1,746円の執行でございます。3目その他共同事業拠出金896円の執行でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費2,921万1,735円の執行でございます。2項保健事業費1目医療費通知費170万1,927円の執行でございます。2目保健事業費439万9,238円の執行でございます。

9款1項1目財政調整基金積立金130円の執行でございます。

10款1項1目利子、執行はございません。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金152万9,100円の執行でございます。2目退職被保険者等保険税還付金6万1,000円の執行でございます。3目償還金6,671万6,961円の執行でございます。2項1目療養費等指定公費立替金20万3,555円の執行でございます。

12款1項1目予備費の執行はございません。

予算現額42億5,355万9,000円、支出済額41億9,111万5,925円、不用額6,244万3,075円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。150ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6億8,046万4,061円。2目退職被保険者等国民健康保険税6,866万7,277円。

2款1項1目督促手数料15万2,450円。

3款1項1目療養給付費等負担金7億2,765万8,486円。2目高額医療費共同事業負担金2,304万4,466円。3目特定健康診査等負担金344万5,000円。2項1目財政調整交付金3億1,055万7,000円。

4款1項1目療養給付費等交付金2億8,791万898円。

5款1項1目前期高齢者交付金9億9,893万7,183円。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金2,304万4,466円。2目特定健康診査等負担金344万5,000円。2項1目県財政調整交付金1億9,581万3,000円。

7款1項1目高額医療共同事業交付金9,064万5,782円。2目保険財政共同安定化事業交付金3億5,582万4,410円。

8款1項1目利子及び配当金130円。

9款1項1目一般会計繰入金3億3,942万3,680円。

10款1項1目繰越金1億124万3,974円。

11款1項1目一般被保険者延滞金407万2,122円。2目退職被保険者等延滞金はございません。2項1目預金利子もございません。3項1目特定健康診査等受託料487万5,371円。4項1目療養費等指定公費返還金20万3,555円。5項1目滞納処分費、ございません。2目一般被保険者第三者納付金129万6,021円。3目退職被保険者等第三者納付金103万796円。4目一般被保険者返納金150万3,263円。5目退職被保険者等返納金1,190円。6目雑入562万2,550円。

以上、予算現額42億5,355万9,000円、調定額45億1,075万4,817円、収入済額42億2,888万2,131円、不納欠損額1,791万7,145円、収入未済額2億6,395万5,541円。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 午前中に引き続きまして、国民健康保険特別会計決算について若干の質疑を行っておきたいというふうに思います。

それぞれ国保会計における成果とえば、中心的にはやはり療養給付費あるいは高額療養費等が一般被保険者分あるいは退職者被保険者分で、この間の明確な数字はつかめないわけでありましてけれども、国保の加入者の実態とか、あるいは、その年その年の突発的に脳疾患とか心臓疾患によって大手術をして、何百万円というそういう医療費がかかってくるというようなことで変わってくるわけでありまして、一般被保険者の療養給付費を見ますと、平成25年度の予算額からすれば、ほとんど見込みのとおりであったと。平成24年度の決算額からすると、やっぱり若干ふえているというふうな状況で、順調とえば順調にきているわけでありまして。

そして、高額療養費についても、当初予算額よりも若干低い状況になっているけれども、平成24年度決算額よりもやっぱりふえてきていると。退職者被保険者分については、一時期は非常に医療費が増嵩したというふうなことがあったわけでありましてけれども、この2、3年については落ち着いてきていると。療養給付費については決算額で1億9,000万円ですか、それで、高額療養費2,800万円ということで、それぞれ予算額を下回っていると。高額療養費については1,000万円少なかったと。さらに平成24年度決算額よりも減少をしている、こういう形になってきているわけでありましてけれども、平成25年度の国保加入者の動向、あるいは、医療給付費、高額療養費の動向を把握していただいて、どのように、評価と言ったらおかしいですけども、されているか、この点お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、162ページ、163ページですね。とりわけ、162ページの1目の特定健康診査等事業費ですね。計画をもって、この間、本当に大変な努力をされて受診率の向上に努めてきたわけでありましてけれども、中期の目標あるいは平成25年度の目標に対して達成するために、どのような取り組みがなされ、到達点はどうかであったかですね。どのような取り組みが一定の成果を上げることができた、あるいは、取り組めなかった点、お伺いをしておきたい、というふうに思います。

保健事業についても、人間ドック助成もありますけれども、今はどちらかといえ、保健事業といえ、特定健診が中心になってしまっていると。本来、国保は給付だけではなくて、やはり保健事業を推進することによって予防保健を徹底し、あるいは、市民の皆さんに健康について関心意識を持ってもらって、健康づくりにとともに取り組んでいく、そういう状況をつくり出すことで重要なことなんですけれども、特定健診が中心になり、実際の保健事業というのは、ここで具体的にあらわれているのは人間ドック事業が400万円余りでありまして

れども、これはこれとして大事なことだと思うんですけども、近年の人間ドックを受けられる方の動向を、条件として今は大和高田市と田原本町の2カ所で受けられていると。基本的にはそちらで受けられている人たちが助成の対象ということになっているわけでありまして、これらを今後どのように扱っていくか、拡大をいろいろ最寄りのというか、それぞれ被保険者の方々はかかりつけの病院もある、その病院で人間ドックをやっているところもあるわけで、そういうことに対応できるのか。できなければ、どう今後していくのかという点なんかもお伺いをしておきたいと、このように思います。

**西井委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋でございます。どうぞよろしく申し上げます。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、国民健康保険の加入者、被保険者の状況ですが、平成24年度決算から比較しまして、平成24年度は一般、退職合わせまして1万825人。平成25年度は1万712人と減少している状況でございます。これは、平成23年度ぐらいから少しずつ減ってきているような状況になっております。加入者の状況はそのようになっているんですが、医療費の方につきましては、まず、一般被保険者の療養給付費につきましては、先ほど白石委員がお話いただいたように、予算額と同等の金額執行になっております。決算からしたら、6.6%と高い伸びを示しております。

それで、高額療養費の方につきましても、予算とほぼ同額の執行ですが、決算からは伸びている状況でございます。それは、原因として分析しておりますのは、まず、医療費を医科の入院と入院外、そして、歯科診療、調剤等に分けて毎年増減を見ております。それを見ております中で、入院の医療費が高いときには、当然、医療費も上がってくるということになります。入院の医療費で全体の37%を占めているような状況でございます。その残りが医科入院外、歯科、調剤等になっているわけでございます。その中で、入院の医療費の伸びは、全体の占める割合は37%ですが、入院の医療費につきましては4.3%伸びている状況でございます。それ以上に入院外の医療費、調剤等の医療費が伸びが大きいということです。まず、入院外の医療費につきましては、例年、0.6%から2.5%の低い伸びを示しているんですが、平成25年度決算では6.5%という高い伸び率になっております。そして、歯科診療、調剤等の医療費におきましては、平成25年度決算では10.8%の高い伸び率になっている状況でございます。

そして、先ほど被保険者のことを申し上げましたが、被保険者の中で全体の人数は減っているんですが、70歳以上の高齢の方の被保険者数というのが毎年ふえている状況でございます。それとともに、その方の医療費の伸びも9.4%という平成25年度決算では伸びになっておりまして、昨年から高い伸びを示している状況でございます。そして、レセプトの件数、費用額等について見ますと、やはり70歳以上の方もあるんですけど、全体的に見て、60歳以上の方から医療費、レセプトの件数が増加している傾向がございます。高血圧症であるとか、糖尿病、脂質異常症、がん、筋・骨格関係等で多くなっている状況でございます。その費用額につきましては、1件当たり100万円以上のレセプトがどれぐらいあるかというのも調べ

ているわけなんですけども、一般と退職と合わせた数字ですが、372件あったような状況でございます。そのような状況でありますので、一般の療養給付費、そして、高額療養費につきましても伸びているというようなことでございます。

そして、高額療養費ということで見ましたら、全体の件数では平成24年度決算が3,894件に対しまして、平成25年度決算で4,324件ふえております。その中でも、長期疾病分ということで、特別な病気の方についての医療費が件数もあわせて伸びているというような状況でございます。

そして、退職被保険者の方は減少している状況でございます。といいますのは、退職被保険者制度といいますのは、65歳の年齢をもって終わるという制度になっておりますので、団塊の世代の方がもう65歳を迎えられるのが平成24年度ぐらいがピークであったと。それから、そのときには退職被保険者の療養給付費、また、高額療養費で、とても大きい伸びがあったと思うんですけども、それが平成24年度をピークに徐々に下がってきているような状況でございます。医療費につきましては、そのような状況でございます。

そして、人間ドックの助成のことなんですけども、予算額454万円に対して404万1,713円の執行となっております。合計の件数が222件、葛城メディカルセンターで84件、147万6,273円、健康づくりセンターで138件、256万5,440円となっております。過去から見ますと、平成23年度は228件、平成24年度は215件と少しずつ伸びている状況となっております。そして、受けられている年代の方で見ますと、60歳を超えた方からの受診が多いという状況でございます。そして、現在、メディカルセンターと健康づくりセンターの方で、2カ所で受けていただいたものに7割を助成しております。個人負担としては1万円余りの負担となっております。

そして、お話ありましたように、かかりつけの病院とか、いろいろ行かれる病院もある状況でございます。その中で、大和高田市民病院でどうかということも今年度予算編成のときにも一度当たってみたんですけども、やはり受けてもらう日にちのことであるとか、そういうことでうまくいかなかった部分もございます。そして、それ以外にも、近隣の病院もございますので、これからそれをどうやって受けていただけるような環境に整えていくのかというのは課題であると思っておりますので、検討していかんあかんと思っております。ただ、その中で現在、222人という人数の方が受けておられる中で、どれぐらいの助成をさせていただくかということも、まだ検討していかんなんことと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 水原課長。

**水原健康増進課長** 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いたします。

白石委員の質問で、特定健診の受診率の取り組み等についてでございます。当初の予算からいいますと、受診率向上のための1つといたしまして、臨時雇用賃金にて、保健師、看護師の方の賃金を計上いたしまして、受診の継続の電話勧奨、それと、未受診者の方についての電話勧奨等を行っております。それにつきましては、平成24年度決算額51万3,000円に対しまして、平成25年度につきましては78万9,300円ということで、日数的にも回数的にも多

く保健師、看護師に来ていただいて、電話勧奨を行っております。それと、集団検診につきましては特定健診も行っております。その実施回数につきましても、平成24年度10回に対しまして、平成25年度につきましては16回という形で回数を多くして、一番来やすいときに来れるという形で、日数、回数を多くさせていただいております。

それと、健診結果によって、保健師から医療の必要な方につきましては訪問等を行いまして、重症化にならないよう予防できるように療養につなげております。また、糖尿病等の数字の高い人についても、保健師が訪問、また電話等によって、支援、助言等を行っております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 中嶋課長の方から、保険給付費並びに高額療養費等、また、その被保険者の動向等について詳細にご答弁をいただきました。国保はもともとは農業者や商工業者が中心で、一定経済的にも恵まれた方が当初は加入されていたということでもありますけれども、昨今の厳しい経済状況の中で、倒産とかリストラとかいう形で、本当に給与の低い、所得の低い人たちがたくさん国保に加入して、全体として、ここにもデータをいただいておりますけれども、減ってはきていますけれども、法定減免というか、2割、5割、7割減免を受ける方々が、被保険者全体の1万712人のうち、2割、5割、7割の軽減処置を受けている方々が5,211人、半数を超えていると、こういう状況でいかに国保財政を支えてくれている人たちが、経済的に大変な方々が多いということが言えるわけで、なかなか医療費の給付の増嵩、ふえている中で国保財政を本当に維持していくというのは大変なことだなというふうには思います。この平成25年度の医療費の動向というのは、これまでのように乱高下というか、まあまあ落ち着いた動きというか、そういう1年で、一息つけたかなというふうな状況であったのではないかとこのように思います。

市長もよく言われるわけでありまして、葛城市は一般退職者の被保険者合計では、1人当たりの医療費が、これは平成24年のデータでしょうかね、29万6,798円ということで、県内で36番目、39市町村ある中で36番目に位置していると。その内訳は、一般被保険者の分が35位で29万3,933円、退職者被保険者の分が若干上がって33万5,900円という形で、本当に被保険者の皆さんが日ごろから健康に留意され、あるいは、かかりつけのお医者さんにかかり、大病しない、あるいは、健診等を受けていただいて、医療費の抑制にご協力をいただいているという結果が出ているわけでありまして。そういうことに応えて、私は特定健診、実際の第一次の計画では、平成24年度では65%という、これはあくまでも国が押しつけてきた目標なんですけれども、その平成24年度で23.7%、そして、この平成24年度が目標値を改めて再スタートするということで、30%を目標に頑張って25.9%に到達をしたということで、これは過去最高ではないかというふうに思います。もうちょっとで30%に達したんじゃないかと。

お話の中では、保健師さんや看護師さんを臨時に雇いご協力いただいて、勧奨の電話をするということで手だてをとっていただいているわけでありましてけれども、やっぱり地域に密

着した予防保健活動というのがほんまに大事やなというのは、この間、研修なんかで学んできたことであります。これはご報告なかったと思うんですけども、やっぱり大字公民館へ出向いて、特定健診の意義なり保健指導なりとか、いろいろ取り組まれてきているんじゃないかと、そういう地域に入って、地域の人たちと、もちろん健康推進委員さんの協力も得て、開業の先生の協力を得てやっぱり進めていくということは、これは当然なんですけども、努力をされてきているんだと思います。

国の目標というのは、まさに医療費を下げることだけが目標で、いろいろな施策を打ってくるわけなんですけども、我々はそういうことではなくて、やっぱり健康で日常生活を過ごしていただく、給付だけが目的ではないと。そこにやっぱり重点を置いて取り組んでいけば、これは必ず今、市民の皆さんがご協力をいただいて、県内では1人当たりの医療費が低いという、そういう成果があるわけですから、それらをもっと下げることが国保財政にとってはいいことですから、また前進するんじゃないかというふうに思います。

特定健診、これ改めて、私はスタッフの状況で、いろんな健診の事業とあわせて取り組んでいくというのは大変なんじゃないかなというふうに思っているんですよ。基本的には、僕たちが特定健診について研修をしたときに言えることは、保健師さんや看護師さん等のスタッフがやっぱりそこそこ充実をしているというのがありました。それは、葛城市の場合は2つの町の合併ですから、もともと1つよりは有利かもわかりませんが、3つ、4つ合併したところは、3つ、4つ合併して1つになったら、やっぱり保健師さんが結構いろいろ、標準というか他の市町村よりも多く配置できるということと、それから、やっぱりそれぞれの地域、それぞれの市町村の合併ですから、それぞれのまちを担当して、そこへ張りついて、ほんまに日常生活の中で顔を合わせたら、特定健診受けてくれましたかと、こういうふうな声かけをする。やっぱり、受診してくれた方に対して、その地域の公民館に出向いて行って、その村なら村でやっぱり夜に集まっていただいて、健診結果の説明会を開いて、わいわいがやがやとやっていくというふうなことが、ここはちょっと町の名前忘れちゃったけど、やっぱり60%近い受診率があると。多久市か、行きましたね。そこはやっぱりそういう条件がたまたま整っていたというのがあるんですよ、合併の効果によってね。

やっぱり、課長や課長補佐がリーダーシップをとって、顔を合わせたら、受けてくれましたかと、皆、声をかける。そんなつながりがあって、村と町、そういうところでまた違った取り組みを地域にあわせてやってきている。しかし、これは人がいないとなかなかできない話です。そこは、市長にお願いをして、やはり体制そのものを充実していくと。ここにお金をかければ、特定健診が進み、その他の保健事業が進み、健康寿命が伸び、健康な人がふえ、医療費が減っていくと。こういうサイクルをつくることできるというふうに思います。多久市でしたか、これはぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

白石委員。

**白石委員** それでは、具体的にお伺いをしておきたいと思うんです。午前中の議論の中でも、国保税の収納率というのは、市民税とかに比べたら低くて、滞納、繰越がたくさん出ているんです

ね。だから、一般会計分に相当するような滞納が、毎年やっぱり出てくるということです。その結果、短期保険証の発行とか、いろいろ出てくるわけでありませけれども、1つは、被保険者の中でどの程度の滞納者がいるのか。そして、それが被保険者のどの程度、世帯でもいいですね、何%程度の割合を占めているのか。制度として、短期保険証の発行とか資格証明書の発行が認められているわけでありませけれども、そういう短期保険証の発行状況と、それから、保険者のところに、手元に保管されている保険証がどの程度あり、それらの保管されている保険証に対してどのような手だてをとって、被保険者に届ける仕事をされているか、この点お伺いをしておきたい、このように思います。よろしくお願ひします。

**西井委員長** 西川課長。

**西川収納促進課長** 収納促進課の西川でございます。よろしくお願ひします。

国民健康保険税の滞納世帯数の状況ということでございまして、現年課税分におきましては663世帯、滞納繰越分で1,000世帯、合計1,663世帯と。割合の方になるんですけども、現年課税分の方で12.68%、滞納繰越分の方で19.13%という形になっております。前年度比で、現年課税分で16世帯の減と、滞納繰越分で13世帯の増という形になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋でございます。

短期保険証の発行のことで説明させていただきます。平成26年6月1日の数値になっておりますが、短期証につきましては45世帯に交付しております。そして、こちらで保管している数が74になっております。そして、居所不明、郵送しても返送されるというのが32ございます。そして、保管している74につきましては、3カ月の短期証になっておりますので、3カ月ごとに通知をさせていただいて、医療についても保険証が必要になるので、納付相談にお越しく下さいという案内をして、できるだけ短期証を交付できるように、また、そうやって短期証を交付させていただけるような形で努めております。短期証から1年証になっていただくのが一番いいと思うんですけども、そういうことも含めまして案内させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 最後であります。もう皆さんもご承知のように、先ほど来申しましたけども、国保に加入されている被保険者の方々の収入の実態というのは非常に低い状況にあるということをお話ししましたけれども、所得が100万円以下の世帯が被保険者の中の50%を超えているんですね。所得ゼロの世帯というのものもあるんですけども、これが1,700世帯ぐらいあると、30%近く占めているというふうな本当に大変厳しい収入状況の中で国保税を払っているわけです。国保税の収納率は、現年度分で93.55%なんですね。ほんまに収納努力をして、92%をクリアしているわけです。市民税が98%を超えていることからしたら、5ポイント以上やっぱり低くなっているわけですね。ですから、毎年、収入未済額といいますか、5,000万円前後の収納できない額がやっぱり生まれてきているということなんです。

国は一般会計からの繰入れはするなど、やはり自前で運営できるようにしなさいみたいな形で言っているわけでありますけれども、葛城市は合併当時から、サービスは高く、負担は低くということでの約束をしましたけれども、平成18年に上げましたからね。これは、そういう約束は守れなかったわけですけども、一般会計からの繰入れを引き続いてやっていただいている。そのことが国保財政を支えているということになっているんですね。これがなくなったら、保険税を上げざるを得ないということになる。今みたいな保険者の所得の状況、あるいは収納率の状況、滞納の状況、実態からしたら、これ以上の負担はこれはもう大変な限界にきているんだというふうに私は理解をしています。

そういう意味で、私は根本的にはこれを解決するためには、国が昭和57年か58年でしたか、退職者医療制度を導入するかわりということではないですけども、国庫負担を総医療費の45%から38.5%に引き下げてきた。これが一番大きく影響した。当時、私は新庄町の議会でしたけども、この改定をされてその翌年に、これまで黒字だった国保財政が赤字に転落をした。えらいこっちゃということで、国保の税率改正をしたわけですね。その後、本当に何回か税率改正をして引き上げてきたわけです。しかし、その当時は加入者の所得の実態、農業者や商工業者が多くて、一定の負担能力があったわけでありますけども、今は本当に加入者自身が所得が低い、もう半分以上が所得100万円以下ということになってきている。もうこれ以上の負担は限界だと、私はそういうふうに認識をしています。

やはり、市長会を通じて、また、議会も国に対して、元の国庫負担率に直せということに第一に、私は葛城市独自として一般会計からの繰入をやっぱり継続していくべきだというふうに思っています。しかし、現実には国保の広域化というのが、これがもう目前に迫ってきています。広域化されるとどういう結果になるかということ、後期高齢者なんか見たら大変ですね。もう勝手に2年ごとに保険料が上がっていくというふうな、これはそうはならないと思うんですけども、本当に被保険者の実態が反映されたような国保の運営ができるのかどうかという大きな問題を抱えている。本当に目前に問題が迫っているわけですね。この点をここにおられる委員の皆さん、理事者職員の皆さんに、お願いをしておきたいというふうに思います。

ご丁寧な詳細なご説明ありがとうございました。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第2号の平成25年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業はサービスは高く、負担は低くの合併時の約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。国保税の大幅な引き上げは、本当に失われた20年といわれる長引く不景気の中



で苦しんでいる所得の低い加入者の生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げている、こういう状況です。平成24年9月の所得階層調べ、これは原課の方から提出をいただきました。それを見ますと、国保に加入している、当時5,780世帯の所得の状況ですね、所得100万円以下の世帯が3,508世帯ですから、54.63%、半分を超えると、こういう状況ですね。さらに、所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.88%。実に、所得ゼロの世帯が30%近くを占めていると、こういうのが国保の加入者の実態なんです。

国保は所得のない、所得の低い人が多く加入している。しかし、国保税は所得がなくても、収入が少なくても、均等割や平等割、資産割が課税されます。その上、所得割というのは基礎控除だけなんです。市民税とかは、配偶者とか扶養控除があります。ところが、ただし書き方式というのを適用されて、基礎控除だけしか引いてくれない。他の税目と比べて必然的に高くなる、過重な負担になる、そういう仕組みになっているんですね。国保税の収納率は現年度分で93.55%、個人市民税の収納率が98.74%ですから、5.19ポイントも下回っている。収入未済額、現年度で徴収できなかった保険税は4,866万円になっている。滞納世帯は現年度分で663世帯、滞納繰越分で1,663世帯もあるんですね。滞納繰越分の割合は19.13%、20%近い人が滞納を抱えていると、こういう状況です。

そして、国保税がなかなか払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯が45世帯。さらに、役所にとめ置かれている納付相談中の方が74世帯、居所不明で保管されている方が32世帯、合わせて106世帯ですか、役所に保険証があるんですね。納付相談中の方は3カ月の保険証になるんですけどね。いろいろと通知をしているんですけども、なかなか払えないから足を向けられないと、こういう状況になっているわけですね。本当に重い税負担に耐えられずに滞納を余儀なくされている所得の低い人たちに対する、安易な短期保険証発行はやっぱりやめて、正規の1カ年の保険証を発行すべきだと。そして、保管されている保険証を本当に加入者に届ける手だてを、本当に全力でやっていただきたい。

この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割、7割、5割、2割の法定減免の適用を拡大してきました。こうやって減免制度を拡充しても、この間、1億4,000万円を超える不納欠損処分してきたんですね。4億円を超えていた滞納繰越額は、2億6,381万円にまで収納率を上げる仕事とともに、不納欠損処分によって減らしてきたわけですね。しかし、やっぱり毎年5,000万円前後の新たな収入未済額というか、収入できない国保税が生まれてくるわけです。だから、根本的ななかなか解決方法がない。しかし、やっぱり何とかしなきゃならないというふうに思います。

そこで私は、今回はここで議論をしなかったですけれども、減免制度はやはり充実をするということが1つ大きなことだというふうに思います。葛城市の国民健康保険税条例第23条の国民健康保険の免除の規定があります。これは、「市長は各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対して、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる」ということが書いてあります。そして、この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準があるんですね。私はこれをぜひ見直していただいて、こういう本当に滞納せざるを得ない、そういう人たちの実態をやはりつぶさに調べていただいて、本

当に困っている人たちに対しては、この減免制度を適用していただきたい、このように思うわけでありませぬ。

葛城市の平成25年度はまだわかりませぬけども、平成24年度の被保険者の1人当たりの医療費は29万3,933円、県下で36番目でしたかね、35番目でしたか。平成21年度なんかは、25万8,468円で県下で一番低かったんですね。そのような状況で市民被保険者の皆さんが、健康推進委員さんや、それこそ、開業医の先生、あるいは、職員の保健予防事業の取り組みによって医療費が低く抑えられているわけです。しかし、本当に1人当たりの医療費が少ないにもかかわらず、国保税は毎年厳しい運営が迫られている。一般財源からの繰入れがなかったら、もう赤字転落間違いなしと、そういう状況になっているんですね。先ほど申しましたこの根本的な解決のためには、最大の原因になっている国の負担を元どおり、総医療費の45%に戻すことだと、このことをやはり国に要求していかなくやならないというふうに思います。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で、国民に医療を保障する社会保障制度なんです。国保税の健全、国保財政の健全化を加入者の負担や、あるいは、県単位に広域化をしていく、こういうことではなくて、やっぱり県や市町村は、国に削減されてきた国庫負担率を元に戻して責任を果たすべきだという声を上げていっていただきたいと思ひます。一般会計からの繰入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準をこれまで改善をしてこられました。評価できるものでありますけれども、以上の理由により、反対をいたします。

**西井委員長** ほかに討論はございませぬか。

内野委員。

**内野委員** 認第2号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営が続いております。平成25年度決算は、歳入において年々、保険税収入が減少し、歳出において、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付基金等医療費関係の経費が増加する中で、収支の不足を一般会計から1億6,000万円の法定外繰入金財源補てんを受け、黒字の決算となっております。このような状況の中で、被保険者の健康の保持、増進を図るため、前年度から始めた特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、きめ細やかな受診勧奨などの継続的な取り組みにより、積極的に保健事業を推進され、平成20年4月に義務化された特定健康診査・特定保健指導の受診率が年々向上するとともに、被保険者の健康への意識啓発がなされ、その結果として、1人当たり医療費において、県内市町村の中で4番目と、毎年度、常に低い数値を保つという成果となってあらわれているものと考えられます。

また、保険税の収納率においても、前年度決算と比較して、現年度分全体で0.47%向上しています。そして、国民健康保険事業の適正な実施に努められたことによる国、県の特別財

政調整交付金も前年度と同様に多くの金額の交付を受けており、国民健康保険事業の円滑な運営が行われた決算であると評価するものであります。国民健康保険は被保険者である住民の皆さんにとって大切なかけがえのない制度です。必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的な持続可能な制度運営のため、今後とも、引き続き、医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論いたします。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第9号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

それでは、認第9号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

259ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億429万円、歳出総額3億391万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額いずれも37万5,000円でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。267ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費137万427円。2項1目徴収費62万6,431円。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億183万6,700円。

3款1項1目保険料還付金8万1,600円。2目還付加算金、執行ございません。

4款1項1目予備費、執行ございません。

予算現額3億569万円、支出済額3億391万5,158円、不用額177万4,842円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。264ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1億4,569万7,300円。2目普通徴収保険料7,668万3,300円。

2款1項1目証明手数料、納入はございません。2目督促手数料1万1,650円。

3款1項1目一般会計繰入金8,158万5,308円。

4款1項1目繰越金23万600円。

5款1項1目延滞金、収入はございません。2目過料もございません。3項預金利子もご

ございません。4項1目弁償金についてもございません。2目雑入もございません。

予算現額3億569万円、調定額3億752万1,558円、収入済額3億428万9,758円、不納欠損額15万2,700円、収入未済額307万9,100円。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** それでは、お伺いをしてまいりたいと思います。

本制度は葛城市が保険者ではありませんので、医療の給付をするということはないわけで、本決算では普通徴収の保険料の徴収をすることとか、納付金等の支出をすると、こういうことであります。ご承知のように、これまで国保や社会保険あるいは共済の医療保険に入っていた方々が、75歳以上ということで強制的に追い出されて、この後期高齢者医療保険制度に加入させられた、これは記憶に新しいことです。平成24年4月からスタートしてきたということでもあります。

これまで、国保や被用者保険あるいは共済保険で、被扶養者として保険料の徴収は所帯主というか、その方が払っていたわけでありましてけれども、この制度によって、全ての75歳以上のお年寄りから保険料を徴収するということになったわけでありまして。1万5,000円以上の年金をもらっている人は、月額1万5,000円以上、年額18万円ですかね。年金から天引きされるんですね。こういう保険であります。そして、未満の人は普通徴収という形で、葛城市が収納事務を、年金からも天引きされちゃったらどうのこうの言えないですから、私は普通徴収の方でちょっとお話をしたいんですが、普通徴収における、収入が月額1万5,000円未満の方がまず、何人おられるのか。

そして、これは国保と違って収納率は高いんですね。1万5,000円未満の人でも、ほんまにこの保険証は命綱というふうなことで、本当に努力して払ってくれたはる、98.53%になっているんですね。前年度より0.13%プラスになっている。しかし、現実に収入未済額は113万円やっぱり出ているわけですね。滞納繰越分を含めた収入未済額は307万円になっています。この間、市民税とか国保税とも一緒に不納欠損処分をどんどんやってきているんですよ。にもかかわらず、こういう状況になってきているんです。ですから、滞納されている方がおられるというのはわかるわけですね。じゃ、滞納者、今、何人おられるでしょうか。被保険者は大体4,000人近くでしたか、被保険者の数は3,992人ですね。そのうち滞納者は普通徴収者が何人いて、その普通徴収者のうち何人滞納をされているかをお伺いしたいと思います。

そして、これも国保と一緒に、滞納者に対しては、短期保険証とか資格証明書を発行できると、こういうふうになっているんです。この短期保険証の発行、資格証明書の発行はされていないと思いますけれども、どういう状況になっているかお伺いをしておきたいと、このように思います。よろしくお願ひします。

**西井委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋でございます。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、普通徴収の対象の人数が何人かということですが、平成25年度の平均で見えております。それでいきますと、特別徴収が3,125人、普通徴収が749人となっております。それと、滞納の分でございます。そのうち、平成20年制度ができてから、毎年そういう滞納という部分が出てきておりますが、現在平成26年8月31日現在の数値で申します。それでいきますと、人数としましては67人の方がおられます。そして現在、現時点での収入未済額が259万3,800円になっている状況でございます。そして、短期証のことなんですけども、資格証明書は発行しておりません。

**白石委員** 短期保険証は。6カ月やったね。

**中嶋保険課長** 短期証につきましては、現在の状況を申します。現在は短期証を交付している人が24人おられる状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 保険課長の方からご答弁をいただきました。平均でしかなかかなかとれないということでもありますけれども、収入というか、年金が月額1万5,000円未満の普通徴収の方が平均で749人ということでもあります。先ほど言いましたように、徴収率は98.53%ですよ。そういう状況でありますけれども、収入未済額は113万円ですか、滞納分が合わせて259万円ということですね。これは滞納繰越分やな。

**中嶋保険課長** いえ、滞納分のみです。

**白石委員** 滞納分のみで259万円ですね。不納欠損処分は15万2,700円、当年度で行っているわけですね。保険料の滞納は、現在67人で、多分この方、6カ月証の短期保険証は渡っているんでしょうね。発行されているということです。収納率は非常に高いんですけども、その割には、滞納者がこの間ふえてきているという。私の記憶では、平成21年度は7件だったのではないかと。平成22年は10件、平成23年が20件、こういうふうにならなくて、そして、今は、短期保険証24件ということになっている。滞納者は67人でね。短期保険証の発行は24件と、これもふえてきているというふうに思います。

問題は、本当に収納率98.53%ということで、頑張って払っていただいているんですが、この後期高齢者医療制度の保険料というのは、2年に1回上がる仕組みになっているんですね。それは、この高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が上がる仕組みになっているわけです。ちょうど2015年、これは厚労省が出した推定の数字でありますけども、7万8,120円、これは大体、推定で平均だということですね。それが、2年ごとに上がっていくんですね。我々も団塊世代の者が75歳になったら、この比率が何ぼになるかという、2025年には、今は大体10.5%ですけども、12.9%になって、平均の保険料は9万5,000円、これはもちろん年間ですよ、9万5,976円も上がるようになっている。もう2055年には18.4%で13万6,000円にもなると。こういうやっぱり仕組みなんですね。75歳以上の高齢者がふえる、人口比率が増加するのに応じて保険料も引き上がる仕組みになっている。だから、もっともつと滞納がふえてくる、こういうふうになってくるんですね。これは本当に過酷な制度で、民主党政権はもう崩壊しましたが、総選挙において、後期高齢者医療制度は廃止しますと、

こう言うてやったんでしょ。ところが、政権についちゃったらそんなこと忘れちゃって、維持するんだと、こういうようになって。今、安倍さんに引き継がれているので、これからがほんまに大変なことになるということで、質問を置いておきたい。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第9号の平成25年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入されました。75歳以上の高齢者はこれまで加入をしていた国保や被用者保険、あるいは、共済保険を脱退させられて、後期高齢者医療制度に強制的に加入をさせられたわけであります。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方、これは年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。認めがたい制度です。

さらに、先ほど言いました保険料が2年ごとに改定される、このことによって、平成26年度も保険料が引き上げられました。ご承知のように、収入が1万5,000円未満の749人の保険者、これは普通徴収保険料が徴収されます。この方々の保険料は葛城市が収納しています。そのほかの方は年金から天引きされています。収納率は98.53%ということで、本当に市民税並みの収納率になっている。本当に少ない少ない年金から頑張っって払っていただいている。今まで扶養家族であって年金を払うことなかった、保険料を払うことなかった、それがこういう状況になったわけであります。その結果、やはり滞納がふえてきているわけですね。滞納繰越分は259万円、そういう状況になってきている。これ、不納欠損処分をどんどんやってきてこういう状況なんですね。保険料の滞納者は67人。ですから、6カ月の短期保険証の発行は現時点で24件になっている。平成21年の7件、平成23年の11件、やっぱりふえてきている傾向であります。お年寄りが本当に命の綱である保険証、短期保険証を持ってもらうというのは非常に心が痛みます。短期保険証の発行は、やっぱりやめるべきだと思います。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納する、こうすると、法律では悪質滞納者ということになるんです。こうなると、保険証を取り上げられて、かわりに資格証明書が発行される。法律でその仕組みがつくられているんですね。これまでは、後期高齢者医療制度ができるまでは、75歳以上のお年寄りは老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止をされていたんですね。法定されてたんです。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証を取り上げることが可能になったと、こういう制度なんです。本当に戦後日本を支え経済発展を担ってきたそういうお年寄りに、こういう無慈悲な取扱い、これは許せない。これでは無年金や低年金など収入

の少ない高齢者の命を、健康を守る、これは難しいんじゃないでしょうか。私は、この法定されている資格、うちはもちろん発行していません。しかし、こういう制度そのものがやっぱりやめるべきだというふうに思います。

後期高齢者制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにして、際限のない負担と差別医療。際限のない負担といたしましたね。2年に1回、保険料上がるんですよ。これ際限のない負担がふえてくるんですね。そして、差別医療が押しつけられる。これは医療費を抑えるために、こんな仕打ちはやっぱりすべきでない。私は中止撤回を求めたい。後期高齢者医療制度として、広域で運営されていて、私のこういう声が実際に広域連合の組合機関に届かない。被保険者の声が届かない。そういう状況になっているんですね。これはもう、やっぱり苦しくても、それぞれの市町村が保険者として国保あるいは被用者保険、共済保険、元に戻すべきだというふうに思います。

以上、討論を終わります。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 認第9号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて6年目ということになります。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、さまざまな改革、改善が行われてきたことによりまして、制度の定着化が図られつつあると認識をしております。平成25年度決算は、歳入においては、歳入全体の73.1%を占めている保険料は、見直し後2年目となり、前年より4.5%増となっておりますが、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.57%と、前年度と同様に高い率となっております。

一方、歳出では、一般会計において、支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して4.3%の減、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、3.1%の増となっております。このような状況にあって、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組まれ、葛城市において健康診査の受診率は前年度より2.57%増加し、12.79%となっております。この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金等を財源として、広域連合と連携し、健全な財政運営に努め円滑な事業運営が行われた決算であると評価するものでございます。

高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められております。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との連携を密にして、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望みまして、賛成の討論とさせていただきます。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野です。

それでは、認第7号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

237ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,010万2,000円、歳出総額3,788万7,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の221万5,000円でございます。

続きまして、歳出、244ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費2,434万8,113円。

2款1項1目霊苑整備基金費1,353万9,122円。予備費の執行はございません。

予算現額4,248万4,000円、支出済額3,788万7,235円、不用額459万6,765円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。242ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑管理料200万6,550円。2項1目霊苑手数料3,000円。3項1目霊苑使用料1,296万円。

2款1項1目利子及び配当金57万9,122円。

3款1項1目霊苑整備基金繰入金2,323万5,350円。

4款1項1目繰越金131万8,558円。

予算現額4,248万4,000円、調定額4,046万1,680円、収入済額4,010万2,580円、収入未済額35万9,100円でございます。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

岡本委員。

**岡本委員** 242ページ、歳入の関係で、霊苑使用料、去年募集されていると思うんやけども、ABCに分けて何区画されたんかということと、積立金は使用料に充てなしゃあないお金やねんけど、去年からずっと滞納額あるわけやけども、まだ、去年より今年ふえてんのか、そのまま同じ金額になったのか、その点だけ教えてもらいたい。

**西井委員長** 西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川です。



ただいまの岡本委員のご質問ですが、平成25年度に募集しました霊苑の使用料でございますが、まず、A区画が8件、B区画が24件で合計32件でありました。管理料の滞繰分とかですが、滞繰分が平成25年度の調定で36万2,250円。そのうち、滞繰で収納分が7万2,450円あります。滞繰がふえてんのかどうかということではありますが、滞繰分としまして、平成23年度が53万8,650円、平成24年度の滞繰が36万2,250円、そして、平成25年度が35万9,100円という状況であります。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今の課長の説明ありましたA区画が8件、B区画が24件、合計32件、C区画はないということ。

西川環境課長 C区画はゼロです。

岡本委員 滞納のことやけど、一番当初のときは、滞納件数35件あったんちゃうんか。今、件数、言わへんかったんやけども。平成25年で35万9,100円の滞納があったと言うたやろ。その件数、何件やねん。件数ふえてきてんのか。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 平成25年度滞繰分としまして、36件であります。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、件数は1件ふえてるけども、滞納額はちょっと減ってるというわけやね。35万9,100円になったわけやから、35件あったんが36件になったけど、金額的に減ってきたということは、いくらか入ってるということや。

西川環境課長 そうです。

岡本委員 新たな人がまたふえてきたと、こういう解釈しといたらいいわけやね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案どおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後3時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、認第3号、平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたし

ます。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

それでは、認第3号、平成25年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書169ページをお開きください。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億2,825万8,000円、歳出総額20億9,264万5,000円、歳入歳出差引額3,561万3,000円、実質収支額も同額の3,561万3,000円でございます。

次に、175ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,278万3,000円、歳出総額2,278万3,000円、差引額、実質収支ともにゼロでございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。185ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費では91万4,654円の支出でございます。2目連合会負担金では43万1,288円の支出でございます。3目計画策定委員会費では8万8,000円の支出でございます。次に、2項徴収費、1目賦課徴収費では79万8,991円の支出でございます。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では1,016万5,924円の支出でございます。2目認定調査等費では1,650万6,539円の支出でございます。

次に、2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費では16億8,397万8,971円の支出でございます。次に、2目介護予防サービス等諸費では1億8,536万6,150円の支出でございます。次に、2項その他諸費、1目審査支払手数料では262万9,458円の支出でございます。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では4,664万5,295円の支出でございます。次に、4項特定入所者介護サービス等費では9,413万8,095円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1目介護予防二次予防事業費では872万915円の支出でございます。次に、2目介護予防一次予防事業費では513万4,495円の支出でございます。次に、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では741万2,248円の支出でございます。次に、2目総合相談権利擁護事業費では222万2,364円の支出でございます。次に、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では815万6,120円の支出でございます。4目任意事業費では1,158万4,389円の支出でございます。

次に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金では36万7,226円の支出でございます。

次に、6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金では19万6,900円の支出でございます。2目償還金では718万7,313円の支出でございます。

歳出合計予算額21億8,439万4,000円に対しまして、20億9,264万5,335円の支出でございます。不用額は9,176万8,665円でございます。

戻っていただきまして、180ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料では、調定額4億3,725万9,150円に対しまして、収入済額4億1,819万8,850円、不納欠損額220万9,950円、歳入未済額1,685万350円の収入でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料では3万7,300円の収入でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では3億6,758万1,135円の収入でございます。次に、2項国庫補助金、1目調整交付金では6,561万6,000円の収入でございます。次に、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では476万1,250円の収入でございます。次に、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では1,455万7,725円の収入でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では5億8,994万4,285円の収入でございます。2目地域支援事業支援交付金では401万1,000円の収入でございます。

次に、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金では3億1,157万2,931円の収入でございます。次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では238万625円の収入でございます。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では727万8,862円の収入でございます。

次に、6款財産収入、1項1目利子及び配当金では36万7,226円の収入でございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金では2億5,147万2,383円の収入でございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）で173万1,926円の収入でございます。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で580万1,586円の収入でございます。4目その他一般会計繰入金では2,886万8,096円の収入でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では4,852万3,024円の収入でございます。

8款繰越金、1項1目繰越金では457万5,304円の収入でございます。

次に、9款諸収入では、2目返納金で97万8,899円の収入でございます。

歳入合計予算現額21億8,439万4,000円に対しまして、調定額21億4,731万8,707円、収入済額21億2,825万8,407円、不納欠損額220万9,950円、収入未済額1,685万350円です。

続きまして、192ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

介護給付費準備基金では、前年度末現在高で1億3,405万6,000円に対しまして、決算年度中の増減高で4,815万6,000円の取り崩しでございます。決算年度末現在高では8,590万円となっております。

続きまして、195ページをお願いいたします。

サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費では890万3,690円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では1,387万9,199円の支出でございます。

歳出合計といたしまして、予算現額2,920万円に対しまして、支出済額2,278万2,889円、不用額641万7,111円でございます。

戻っていただきまして、194ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では1,878万3,393円の収入でございます。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では399万9,496円の収入でございます。

歳入合計2,920万円に対しまして、調定額2,278万2,889円、収入済額2,278万2,889円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** それでは、引き続いて、介護保険特別会計についてお伺いをしておきたい、このように思います。

平成25年度の決算は、平成24年度から平成26年度の3年間の第5次介護保険事業計画の中間年ということになります。大体のそれぞれの給付費、事業の一定の方向が見えてくるのではないかと、こういうふうに思うわけであります。そういう点で、サービス給付費の中で、第5次介護保険事業計画と中間年としての目標というか、計画されてきたことと、平成25年度の実績について、具体的にちょっと聞いていきたい、こういうふうに思います。

やはり、介護保険というのは、誰もが本当にこの制度として提示されている自宅介護サービス、あるいは施設介護サービス等、本当にその条件に合ったものを選択できると。社会が介護を支えていると、こういうことで誕生したわけでありますけれども、やはり在宅介護の中心的な役割を果たしていく訪問介護、訪問リハビリも入れていただいているんですけども、それから、通所介護、短期入所生活介護、三本柱というふうに私は認識をしているわけでありますけれども、それに訪問看護等を含めて、第5期の事業計画と、それに基づく平成25年度の予算が目指した事業の進捗、執行がどうなっているかという点が1つ。そして、それに対してどうしてもやはり家庭では、居宅では介護が担えないという形で老人保健施設や特別養護老人ホームとか、療養型の施設も入れて、どのような執行状況になっているか。計画と照らしてお答えをいただければありがたいというふうに思います。

そして、特別養護老人ホームについては、本市の利用者、認定者で資格ある方がどの程度待機をされておられるのか、この点もお伺いをしたいし、老人保健施設の利用状況あるいはベッドの空き状況ともいいですか、どのような状況になるか。療養型医療施設が縮小される中で、在宅なり、あるいは老人保健施設、特別養護老人ホームという形で、どうしてもそちらの方へ移行していくわけでありますけれども、そういう点もどのように推移をしてきているかということも、わかればお答えいただきたいと、このように思います。はい、4点ぐらいあったかな。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口です。よろしくをお願いいたします。

まず、平成25年度の居宅サービスの中の各サービスの執行状況でございますが、まず、居

宅サービスで申しますと、訪問介護につきましては、計画値に対する執行率ということで申し上げますと101%。それから訪問看護につきましては93.4%、訪問リハビリテーションにつきましては145.1%、通所介護につきましては83.1%、それから、短期入所介護、ショートステイですが、これは110.7%でございます。それと、同じく居宅サービスで介護予防の方の訪問介護ですが、これにつきましては120.5%、介護予防の訪問看護につきましては98.9%、介護予防の訪問リハビリテーションにつきましては202.1%、それから、介護予防の通所介護は154.2%、介護予防の短期入所介護につきましては168.9%ということになっております。したがって、居宅介護サービス給付費全体といたしましては、当初予算に対する執行率ということでいいますと102.3%でございました。

次に、介護保険の施設サービスでございますが、施設サービスごとに言いますと、介護老人福祉施設、いわゆる特養ですが、これにつきましては計画値に対しまして103.5%、介護老人保健施設につきましては137.0%、それから、介護療養型医療施設につきましては99.6%ということになりました。施設介護サービス費につきましては、特に老健施設の伸びがすごく伸びまして、昨年度補正をお願いする要因ともなったわけなんです。上半期、非常に伸びまして、その後、下半期は落ち着いた形に、今現在なっております。予算に対しまして執行率は108.1%というような執行率でございます。

続きまして、特養の待機者についてでございますが、今年の8月に県の方から依頼のあった調査の結果を申し上げますと、重複の申し込み、それから生存確認、申込者の要介護度、現在のサービス利用などを勘案して調査いたしました。その結果なんです。要介護3から5までの待機者は95名。前年度は78名でございました。うち、居宅での待機者につきましては50名。前年度は44名でございました。95名から50名を差し引いた45名なんです。この方は老健施設、それから、グループホーム等の入所、特定療養施設に入所などされている方でございますので、居宅での待機者は50名ということになります。

以上です。

**白石委員** 給付費の施設介護サービス給付費は全体として何%ですか。もう一回お願いします。特養、老健、療養型、合わせて。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 施設介護サービスを合計いたしますと、計画値に対しまして114.0%でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 門口課長から詳細なご説明をいただきました。第4次の介護保険事業計画については、なかなか計画値を達成するというか、そういう状況がなくて、準備基金そのものがどんどんふえてきたみたいな話になって、介護保険料を据え置いてきたわけでありまして、ここに来て、平成25年の下半期やな、落ち着いてきたのは。そういう状況になってきたということで、一時期はもう平成24年、平成25年の上半期の勢いを見たら、これはえらいこっちゃなど。準備基金も底をついてしまうんかいなと思っていたけども、平成25年の準備基金からの繰出しというか、繰入れもそこそこの規模で終わって、あと1年何とかこのまま落ち着いていけ

ばしのげるなというふうな。あとはもう借金せなしゃあないと、こういうことなんですけどね。

しかし、これはやはり当然、認定者、利用者がふえてきた。これは当然、お年寄りがふえるわけですから、認定者、利用者がふえてくるのは当たり前のことなんですけれども、問題は本当に住み慣れた自宅、地域でほんまに過ごせるかどうかというのが、ここがやっぱり一番大事なところで議論してきたところです。施設のサービスの方は、どんどん今回も老健なんて137%ですね。特養そのものはそんなに近隣で施設ふえてないのかな、103%。ベッド数そのものが限られていますから、伸びようにも伸びられないという点もあると思うんですけれども、待機者が95人いる中で、やっぱり伸びが非常に抑えられているというふうに思います。

その一方で、やはり待機者を老健施設の方で吸収をしているというか、そういうのが、今の課長からの説明で、そうなっているのかなと推測ができるということだと思います。いずれにしても、在宅介護の三本柱、それに訪問介護とか訪問リハビリとか、これまで本当に伸びてこなかった居宅介護サービスが、訪問介護で101%ということで目標値を超えてきた。訪問看護は従来からすれば、伸びてきているというふうに思いますけれども、訪問リハビリが、これは急激に、金額的にはあれなんですけれども、構成比が0.8%ぐらいですから、145%伸びてもそんなに影響はないんですけれども、145%伸びていると。

その一方で、通所リハは言わなかったね。通所介護が83.1%、通所リハがどうなっているんか、聞かなかったんであれなんですけれども、その辺の関係というのは、何だか関連があるのかどうか。通所介護がやっぱりこれが、居宅介護サービスの中で本当に大事な、本当に家族の過重な負担を軽減するという点では、一番、利用が伸びないかんなど、こういうふうに思ってたんですが。これは何でこの83%になってんのかなと。その辺、訪問リハ、通所リハ、通所介護との関係でどのような関係があるのか、2回目としてお伺いしておきたいと思います。

それで、特養については103.5%の状況で待機者が95人いるということでした。老健施設、もうまさに137%と言っているわけですが、ここはベッドそのものはあきがあるのか、近隣でね。この辺をちょっと教えておいてほしいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 要介護の方が通所介護を利用されている執行率が83.1%と申しました。介護予防の方は逆に、154.2%とふえているんですけれども、要介護の方は老健施設の執行率が伸びましたように、デイサービスを利用する方が老健施設の方に移行されたという見方になるものと考えております。

それから、老健の方の整備の関係なんですけれども、平成26年4月1日現在、奈良県全体では47施設、定員数で4,143人分の整備がされております。この平成26年度の開設予定といたしましては、橿原市で1カ所80床ございます。それから、生駒市は1カ所20床なんですけど、あとは、葛城市で増設1カ所80床。それから、平成27年度以降といたしましては、同じく橿

原市で1カ所80床、それから、桜井市、葛城市で1カ所80床ずつの整備予定がございます。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 課長の答弁では通所介護が83%ということで、これは要介護者の中での執行率なんですけれども、これらの通所介護されていた方々が、通所ですから毎日ではないですけども送り迎えがあったり、なかなか大変なんですけども。であるならば、老健施設で3カ月なら3カ月とか単位で入所をすれば、家族にとっては負担が軽減されるということで、そちらの方へシフトをしていくということかなと。それと、ちょっと介護サービス給付費全体で102.3%ということで、大体落ち着いてきたということなんですけれども、金額的に小さくてあれなんですけども、介護予防が、これは訪問介護にしても、通所リハ、通所介護ですか、それから、短期入所介護ですか、大きく伸びてきていますね。これは、やっぱり予防介護の対象者そのものが、国の方針として要介護1、2ですね。これは1年に一度、認定し直すわけですけども、その時期に要介護1、2やった人が、要支援2になったとか、そういうふうな影響があるのかどうか。いやいや、そうじゃなくて、もう認定者、利用者がふえてこういう結果になったと。そして、そういう人たちが要支援2、要支援1という形でサービスを受けていると、こういうことなのか、そこだけ、最後。その辺、ちょっと聞きたかったとこやけどな。

**西井委員長** 白石委員、3回目の質問ですので、一旦、終わってもらいます。

**白石委員** わかりました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** そしたら、介護保険制度も平成12年に導入されて、もう10年以上たってきて、一定定着をしてきているというふうに思うんですけども、やっぱり依然として、問題点として抱えているというのは、この財源をどうしていくかということが大きな問題であります。その中で、やっぱり、1号被保険者から、あるいは2号被保険者から保険料を集めて、この制度を支えるということになっていきますから、介護のサービスがふえればふえるほど、基本的には保険料が上がっていくというそういう仕組みになっているわけですね。ここはほんまにサービス、本当に充実してほしい、特養つくってほしい、老健つくってほしいとってつくったのはいいんだけど、利用が広がれば、当然、給付費がどんどん大きくなりますから、保険料で賄っていく。国と地方自治体の負担と半分で賄っていくわけですから、保険料を上げざるを得ないという、そういう仕組みになっているわけですね。本当に大変な、これも制度なんですな。

そこで、これも後期高齢者医療制度と一緒に、全ての40歳から64歳までの2号被保険者、そして、65歳以上の1号被保険者から保険料を徴収していると。2号被保険者は置いておいて、1号被保険者というのは、これはもう保険料は年金から基本的に天引きされるという仕組みになっていると。後期高齢者医療制度も言いましたけども、月額1万5,000円以上の方は年金から天引きされる。それ未満の方は葛城市の保険者がこの保険料を徴収すると、こういうことになっています。そこで、保険料の普通徴収者の保険料の収納率、そして、今年も続いて、不納欠損処分が220万円行われておりますけれども、大体概要でどういう理由とい

うか、法や規定に基づいてやっていると思うんですが、どういう傾向があるかお伺いをして  
おきたいと、このように思います。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 普通徴収の方の現年度分の収納率ですが、90.8%ということになっております。

それと、不納欠損をいたしました理由なんですけども、人数にして51名おられます。理由に  
つきましては、死亡によるもの、転出によるもの、それから、居所不明、時効が一番多くて  
31名の方が2年の時効で不納欠損しております。2年の時効による不納欠損の方なんですけど  
も、納付意思のない方というのが23名おられます。それと、経済的に納付が困難な人が8  
名おられます。

以上でよろしいでしょうか。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 2年だから、この時効というのは大きくなるんでしょうし、また、考え方として、厚労省  
や県もやっぱり他の税とは違って、一定柔軟に不納欠損処分への対応に対してはやられている  
んかなというふうには思うわけでありますけれども、当然、これから働けと言ったって働け  
ない、ほとんどそんな働けない人、介護受けるような人だからね。だから、そういう人から  
保険料を徴収しているわけですから、これはこういう形でちゃんと原課の方で事情を把握し  
て、対応していただいているということかなと思うんですけどね。後期高齢者医療制度と違  
って、命にかかわることじゃないから収納率は90.8%でしたか、やっぱり8ポイント以上低  
く、普通徴収、なっているわけね。

こんなことを私が言ったらあれですけども、サービスの量がふえれば、保険料が上がって  
いくと。保険料が上がれば、また余計に収納率が落ちて滞納がふえて、不納欠損処分をし  
ざるを得なくなるという、そういう悪い循環が起こるんじゃないか。これは制度として、や  
はりどこかに欠点、弱点があると。それはやはり財政の財源の問題ですね。やっぱり1号被  
保険者、2号被保険者の保険料と公費負担で賄うようになっている。市からの一般財源とか  
県からの一般財源を入れられない。サービスを私はふやしてほしい。この待機、今、どない  
してくれんねんと、特養つくって欲しいと言ってつくってくれたら、ちょっと入所したら、給  
付費がぐっと上がると。こんな制度は、本当に制度の改革、改正をしなければならないとい  
うふうに思います。

はい、ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第3号の平成25年度介護保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行  
います。

本平成25年度の介護保険事業特別会計決算は平成24年度から平成26年度までの3年間の第



5期介護保険事業計画の中間年に当たる。大体、最終年に向けた見通し、そして、第6次介護保険事業計画の策定の、ほんまに重要な資料となるものだというふうに思います。第5期の第1号被保険者の保険料は、平成18年から平成20年までの第3期介護保険事業計画の策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額を4,100円に改定したということが引き継がれて、第4期では、介護保険給付費準備基金が1億6,000万円を超える金額が貯まり、これを還元するというで据え置いたわけでありました。

しかし、それでも、この間、年金は毎年下がってきているというような状況の中で、本当に高齢者、被保険者の生活は大変不安な状況に置かれています。1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える方々の保険料は年金からこれはほんまに天引きされるんですね。それ以下の人、これは先ほど来言っていますけども、保険者が徴収している。普通徴収であります。その普通徴収の方々の保険料の収納率は90.8%、これ当初85%とか、87.9%とかあったんですけども、それが91.8%という形で上がってきたけども、また、下がりぎみになってきていると。収入未済額は1,685万円になってきている。しかも、その滞納繰越分の収納率は10ポイントぐらいですね。なかなか滞納分の徴収というのは、困難を極めているという状況です。そういう中で、不納欠損処分を220万円しています。去年もしました。もうずっと329万円、201万円、そして、142万円、去年がそうでしたね。こういう形で毎年不納欠損処分をしなければならないという状況にあります。

毎年、90%前後という収納率で推移をすれば、滞納がふえるのは当たり前なんですけども、これは何を示しているかという、やはり本当に年金の少ない方々には大きな負担になっていると。しかも、医療保険とは違って、やっぱり認定をしなければ受けられないというようなこともありますから、どうしても低くならざるを得ない。こういう保険料の、高い保険料というか、年金の少ない人からも、ない人からも徴収するというのは、やっぱり介護保険の財政の仕組みにある。国庫負担の割合を、昔は丸々50%あったんですね。それが国は25%まで、給付費のですよ、引き下げてきた。市町村の負担と、そして、半分は被保険者の負担ということにしてきたと。高い保険料、所得のない人からもやっぱり保険料を徴収しなければならないというこういうことになってきたわけでありまして。

やはり、毎回言いますけども、25%に引き下げたこと、しかも、25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をされる調整交付金になっているはずなんです。もう全国の市長会とか町村長会は、もう本当に毎年毎年ぐらい、この調整交付金は25%の別枠にして、5%足して30%という形にしてくれと、これはほんまにささやかな要望だというふうに思うんです。5%引き上げるだけでも介護保険会計はほんまに助かり、保険料を引き上げなくても済むんじゃないかというふうに思います。

平成25年度決算では、実質収支で3,561万円黒字でありますけれども、その内実は介護保険給付費準備基金から4,852万円が繰り入れられて、準備基金の保有額は8,590万円になったと。ちょっと私は、これ全部ほんまは還元すべきやとこう言うてるんですけども、門口課長は心細くなってきてんちゃうかというふうには思うんですけどね。介護サービス給付の当初予算に対する執行率が居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの居宅介護サービ

ス給付費が102.3%やったかな、この間、どんどんとふえてきた給付費が落ち着いてきたというふうに思います。

一方で、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付は、114%といいましたかな。計画以上にふえてきている。それどころか、私は待機者が95人ということは、前回聞いたときは44人、何か指標が違うのかなと、カウントをするね、思うんですが、ふえているということで、入所できない状況が続く、介護保険の財政をやっぱり圧迫する要因になってくるんじゃないかということで心配であります。老人保健施設は、通所介護の執行率の低下分を上回る伸びで、特別養護老人ホームの待機者の受け皿になっているような状況である。なかなか特別養護老人ホームを利用できないという状況が続いているというふうに思います。

いろいろ言いましたけれども、私はこれから日本が平成27年というたら、もう来年ですか。高齢者のひとり暮らしの世帯が高齢者世帯の3分の1にやっぱりなってくると、増加をしてくと。約570万世帯とこう言われています。認知症の高齢者も、もう現在150万人ですから、250万人ぐらいにふえていく。これはもう本当に一番対応に窮する認知症のお年寄りに対する介護保険の給付をどうしていくかということが、大きく問題になってくるというふうに予想されます。だから、私はとりわけ認知症の方々を抱えている家族というのはほんまに大変な状況にあるということで、やはり、家族に依存している状況を何とか解決していかないと。居宅と施設をバランスのとれた事業にしていくということが必要である。しかし、現実には待機者が95人もいる。やはり、給付費がふえ、保険料が仕組みとしては上がるのですから、これはやむを得ない。けれども、やっぱり整備する必要がある、こういうふうに思っています。そういう点で、県は事業計画の策定ごとに、特養、老健施設、その他の有料老人ホームなどの施設を3年に一度ぐらい公募します。そのときに、やっぱり葛城市も手を挙げていただいて、そんな大規模な特養なんて必要ないというふうに思います。特養の機能を備えた施設を整備をするというふうなことを、やはり考えていかなきゃならないというふうに思います。これはもう真剣に考えていかなきゃならないということで、申し添えて、討論を終わります。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

内野委員。

**内野委員** 認第3号の平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、高齢化が進む中、要介護認定者は微増となっておりますが、介護サービス利用件数及び保険給付費は対前年度比103%から104%程度の自然増的な伸びとなっております。地域包括支援センターが中心となって展開している、地域支援事業の介護予防事業、自立支援事業などの取り組みが浸透しており、要介護認定者の増が微増にとどまった要因の1つとなっていることは評価するものです。葛城市周辺の介護施設の整備など、施設利用者がふえたことにより、施設介護サービス費などの保険給付費が前年度より増となっておりますが、サービスの必要な人への適切に給付がなされているものと思われま

一方、歳入では、滞納繰越分の介護保険料が大きく、給付制限という罰則規定があるものの、制度の啓発、早期の収納、財源の確保に努めていただきたいと思います。今後、高齢者の方はますますふえていき、介護保険サービスを必要とする要介護認定者がふえていくことは避けられないところです。来年度から要介護保険制度も大きく変わろうとする中、介護予防事業、市民のニーズにあった介護サービスの整備、地域包括支援センターに係る体制の充実などにご尽力いただき、介護保険財政の安定的な運営を図っていただきたいと思います。また、第6次事業計画に向けて、介護給付費準備基金の適切な運用方法を検討していただくよう要望いたします。賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第8号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の249ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,934万2,000円、歳出総額も同額の1,934万2,000円で、差引額はゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。255ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項1目介護認定審査会一般管理費では1,470万2,318円の支出でございます。次に、2項審査会費、1目介護認定審査会費では394万5,943円の支出でございます。2目市町村審査会費では69万3,550円の支出でございます。

歳出合計2,152万7,000円の予算現額に対しまして、1,934万1,811円の支出でございます。不用額は218万5,189円でございます。

戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目介護認定審査会共同設置負担金では898万1,908円の収入でございます。2目市町村審査会共同設置負担金では38万8,058円の収

入でございます。

2款繰入金、1項1目介護保険特別会計繰入金では966万6,353円の収入でございます。2目一般会計繰入金では30万5,492円の収入でございます。

歳入合計2,152万7,000円の予算現額に対しまして、調定額が1,934万1,811円、収入済額も同額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時05分

再 開 午後4時15分

**西井委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第5号、平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

田中教育部長。

**田中教育部長** 教育部長の田中でございます。

それでは、ただいま提案させていただいております認第5号、平成25年度葛城市給食特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

213ページの方をお開きください。実質収支に関する調書についてご説明を申し上げます。

歳入総額といたしまして4億8,431万8,000円、支出総額といたしまして4億8,402万8,000円、歳入歳出差引額といたしまして29万円となっております。

それでは、次に歳出よりご説明を申し上げますので、220ページの方をお開きください。

1款1項1目の学校給食総務費でございますが、支出総額7,799万4,769円で、主なものとして、1節報酬で、嘱託員の報酬といたしまして3,057万2,500円。7節賃金で、臨時雇用賃金といたしまして782万470円。また、13節委託料といたしまして160万1,287円でございます。また、19節負担金補助及び交付金といたしまして433万628円となっております。次に、2目学校給食管理費でございますが、支出総額2億632万1,367円となっております。

主な支出といたしましては、11節需要費といたしまして2,465万4,492円、13節委託料といたしまして154万575円、16節原材料費といたしまして1億7,964万5,805円となります。次に、3目学校給食センター建設事業費でございますが、支出総額1億9,971万2,332円となっております。主な支出といたしまして、13節委託料3,952万1,604円、15節工事請負費1億5,965万400円、17節公有財産購入費54万円となっております。

以上、歳出合計といたしまして4億8,402万8,468円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。218ページをごらんください。

1款分担金及び負担金の1項負担金、1目教育費負担金といたしまして1億6,791万5,650円でございます。

次に、2款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては1億8,600万円となっております。

次に、3款繰越金の1項繰越金、1目繰越金でございますが1,580万1,783円で、前年度よりの繰越金でございます。

次に、219ページでございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節学校給食費補助金では、地域の元気交付金1億1,454万7,000円をいただいております。

歳入合計4億8,431万8,881円となっております。

次に、223ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物、また物品でございますが、土地及び建物といたしまして、平成25年度に、新たに40平方メートルの土地を購入いたしまして、平成24年度に、新学校給食センターに用地とあわせて5,094.97平方メートルとなります。また、平成24年度中に購入しておりました建物1,161.19平方メートルにつきましては、平成25年度中に建物を解体いたしましたため、同面積が減となりまして、決算年度末現在高で1,302平方メートルでございます。また、物品については増減はございません。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議とお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 決算の歳入歳出の中身についてお伺いするということではありませんが、給食の中身について若干お伺いをしておきたいと、このように思います。

本当に子どもたちが、毎日学校給食を楽しみにして、お昼を待っていると、こういうふうになります。給食センターへ行くと、子どもたちが栄養士さんや調理師さんにお礼の言葉を書いた手紙を展示しているのを見させていただいて、おいしい給食をありがとうございます、といろいろ書いてあるのを見て、本当に給食が子どもたちのために単に食ということだけではなくて、やっぱり精神的にも本当に豊かなものを作り出しているというふうな思うんです。なかなか評判のいい給食なんです。今、新庄、當麻の給食センターの1年間の献立、どの程度の献立を提供されているのかと。ちょっと唐突な質問で。180日ぐらいですか、もちろ

んそのメニュー、だから200もそんなないわな。だから、100なら100あって、カレーライスが月に何回とか、そういうメニューですね。そして、やっぱり子どもたちの人気のメニューといたら、まずカレーライスとこういうふうになったんですが、本当にカレーライスなのか。そして、ベスト5やね。ベスト10いうたらあれですけど、ベスト5は何なんや。そういうことは把握されてんのかということと、それから、やっぱり地産地消とか、ほんまに郷土料理とか、いろいろ言われてきて、それはやはり食育とあわせて具体的に実践をしていくということで、本当に地産の農産物等を使って、どのようなメニュー、どの程度、子どもたちに食べてもらっているか、どういうものがあるかということをお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまの白石委員の2つの質問でございますが、本日、栄養士を連れてきておりませんので詳しいメニュー等はちょっと不明でございます。ただ、給食回数につきましては、平成26年度が、幼稚園が182回、中学、高校については186回ということで予定しております。申しわけございませんが、人気メニューとベスト5については、後ほど資料の方を提出させていただきたいと思っております。

2点目でございますが、地産地消につきましては、過去何回か質問をしていただいていると思うんですけども、詳しい資料につきましても手元にないんですけども、率としましては11%前後ということで、2年連続そういう形で、地産地消の方、地元の野菜のみですけども、そういう率になっております。これを、地元の卵とか県内のお米とかいうことになりましたら、それが30も40も%が上がってくるような形になっております。今後、地産地消につきましては、やはり関係団体との調整をいろいろさせてもらいながら、安心、安全、目に見えるような形の産物ということで、積極的に取り入れまして活用の方を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 部長の方からご答弁をいただきました。私はこの給食会計の決算が賛成とか反対とかそういう意味ではなくて、やはり、本当に今、子どもたちに喜ばれ、保護者からも本当に喜ばれている給食をやっぱり維持したいし、それを子どもたちにずっと提供し続けたい、こういう気持ちでお聞きをしているわけでありまして。本当にこの多彩なメニューを、また、郷土の料理あるいは地元の野菜を活用した料理が、委託という形でつくり出すことができるのかというのを、やっぱり聞きたい。そして、子どもたちが本当に人気のあるメニューですね。人気のあるメニューというのは、カレーライスはあれですけども、やっぱりそれなりに手間がかかっているのが人気あるんちゃうんかいなと僕は思うんですけどね。本当にそういう手間のかけた人気メニューが、業者委託、これはもう業者だってプロですから、おいしいものをちゃんと提供してくれる、すばらしい業者もあるということを知っていますし、民間だからだめだというようなことじゃないんですけども、やっぱり培ってきたそういうメニューや味や、子どもたちに人気のあるそういうメニューを本当に維持し、提供していくことができるのかと。

やっぱり長年、調理員さん、栄養士さんが、本当に長い長い歴史の中でつくり上げてきているわけですね。幾らコンピューターで量ははかれても、味はやっぱりコンピューターではつukれない。やっぱり、そういうことなんです。ほんまやったら、新庄小学校と磐城小学校、ほんまにお隣にあるわけですよ。お昼前になったら、いいにおいがしてくると。本当に調理員さんも子どもたちと顔を合わすこともあり、会話をすることもやっぱりあるわけですよ。それがもう全く離れてやるわけですから、そういう条件になったとしても、子どもたちにはそういう環境をやっぱりつくり続けていってほしいというふうに思うから、お伺いしているわけですよ。こういうことを、本当に委託業者が受け入れていただいて、ベテランの調理員さんもやっぱり安心して長く働ける。そして、子どもたちのおいしいメニューをつくり、そしてそれを受け継いでいくという作業をしてもらえるように、やっぱりしてほしいということです。

本定例会の常任委員会でも、調査案件の中で、いろいろ提言というか提案をしてみりました。それらとあわせて、ぜひ仕様書づくりなり、生かしていただきたい。私は委託は反対なんです。しかし、それは事業で進んでいくんですから、知らんわというわけにいきませんので、そういう話をしているわけです。

そして、やっぱり何よりも食中毒とか、子どもたちの健康、命にかかわる給食をつくるということで、大事なことは誰が責任を持って、誰がその結果に対して責任をとるのかということも明確にしておかないとならない。当然、業務委託を受けるわけですから、ただ単に仕事をするだけでは、これは責任ではない。その結果、よい結果、悪い結果についてもやっぱり責任が負えると。そういうことにならないと、これは事故が起こって、お互い責任のなすり合いとか、それではやっぱり困るわけです。ご承知のように、ふじみ野市で、プールで子どもが亡くなりました。これは裁判になって、行政側は委託してんだから責任は向こうにあるんだ、こういうことでやりましたけど。結果、直接の幹部は課長か課長補佐だったでしょうか、実刑判決が出ましたね。やはり責任はとらなきゃならないんです。任したから、向こうがちゃんとしてくれるんだというわけではない。そうであるならば、しっかりとした仕様書をつくり契約をすると、こういうことがやっぱり必要だと思います。なかなかそういうセンターはないみたいですけどね。これは、そやけど、私はこれからの常任委員会での議論の中で議論をしていきたい、こういうふうに思っています。

以上であります。ありがとうございました。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 短めに2点、お伺いいたします。

先ほどの白石委員の関連で1つ、地産地消の11%でございます。前回は質問をさせていただいて、確認だけさせていただきたいと思います。安全でおいしい給食を目指すという観点から、おいしさの中には食材の選び方であるかなというふうに思うんです。同じお金を出しても、新鮮な野菜はおのずとからおいしい。こういう絶対的な条件がございます。そういう意味で、ぜひとも地産地消、地元野菜、新鮮な野菜の導入を進めていただきたい。これ言う

ても、また1年たって同じようなお話も何ですので、11%を15%にするとか20%にするとか、一定の目標を定めていただいて、だいぶ進みましたかというふうなことを、今後、お聞きをしていきたいなと思いますので、ちょっと目標値だけありましたらお聞きをしたい。1点です。

もう一つ、221ページのところで、学校給食管理費の需用費、光熱水費884万5,000円、平成24年については790万円で、880万円と約100万円ふえてございます。その理由と、恐らく新しい給食センターになりますと、最近のいろんな機材、光熱に関する器具は省エネタイプになっているかと思えます。どのぐらいのコスト削減、光熱水費が下がるのか、その辺のところも見込みをされているのであれば、お聞きをさせていただきたいと思えます。

**西井委員長** 松田主幹。

**松田学校給食センター主幹** 給食センター、松田です。よろしくお願いします。

今の増田委員の光熱水費の件でございますが、平成24年度は798万3,000円に対しまして、平成25年度が884万5,000円ということでふえているんですけども、その理由としまして、當麻給食センターの方で、水道がちょっと漏れていた件もあって、それはもう修繕で工事もさせていただいておりますが、それもちょっとウエートを占めております。それとあと、若干、器具とかその他古くなりまして、費用がかさむように徐々になっていたような次第でございます。主な原因は水道の漏水が一番大きいかと思えます。

重要な違いについては以上です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 私が答えるべきなのか、教育長、教育委員会が答えるべきなのかわかりませんが、地産地消の目標につきましては、今後、来年度の予算編成に向かって、その中で話し合いをしながら、ある程度の目標値の設定を、こういうふうなものを目指していこうじゃないかというものを設定できるように努力をしてまいりたいというふうに思っています。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 先ほど聞いたのは、平成24年度、平成25年度、100万円多いということだけじゃないんです。先ほど聞きましたように、新しく建てられた給食センターについては、恐らく今までよりも効率的なカロリーのコストを下がった、電球1つにしても、LED等を利用することによって下がるのかなど。そういうランニングコストが新しい施設で2つの給食センターが1つになることによって、どのぐらい下がるのかなど、こういう試算をされているのかということでございます。

それから、地産地消のところは、いろいろと時間もかかるし、調整も今、部長も直接いろいろと動いていただいているので前向きに進んでいくかなとは思いますが、ぜひともよろしくお願ひしたいと、その新しい施設のところをちょっとお伺ひしたい。

**西井委員長** 高橋所長。

**高橋学校給食センター所長** ただいまのご質問でございます。新しい施設につきまして、現在、見積もり等、業者の方から、電気料金、ガス料金等の使用料についての今、積算を求めているところでございます。まだそこまで定まったものが届いておりませんので、コージェネ等を



利用しまして、かなり光熱水費の方はダウンできるとは思いますが、今度は新しく大きくなりますので、ちょっとその辺まで、1つになったときにどこまでなるかというのはまだ定まったところはありません。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** はい、わかりました。当然、動かしてみやんとわからんということはわかってございますけれども、ただ、2つを1つにして、すごくこういうふうにはコストが下がるということを開きたかった。その辺が試算されてたらなと思ったんですけども、よろしくまたお願いします。

あと、ハード事業いろいろこれからどんどん出てまいります。非常に市長、副市長も大きな事業を抱えてしんどい時期でございます。職員さんにおかれましても、こういう大きなプロジェクトといいますか、施設を建てられるに当たっては、やっぱり担当者の思い入れも、魂込めて、施設に対する思いをしっかりとつないで、いい給食センターをつくっていただきますように、よろしくお願ひ申し上げておきます。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、質問を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部長の生野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第6号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算についてご説明申し上げます。

最初に227ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

収入総額139万2,000円、歳出総額107万5,000円、歳入歳出差引額31万7,000円となっております。

続きまして、事項別明細書、歳出の方からご説明申し上げます。

233ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。13万9,984円の支出でございます。

2款1項1目元金でございます。81万9,730円の支出でございます。2目利子でございま

す。2万5,315円の支出でございます。3目公債諸費8万9,889円の支出でございます。

支出済額107万4,918円でございます。

続きまして、232ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目雑入でございます。106万9,924円の収入でございます。

2款1項1目繰越金でございます。32万1,985円の収入でございます。

収入合計139万1,909円となっております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質問を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第4号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題としていただきました認第4号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、199ページをお開き願います。

1、歳入総額は15億1,193万8,000円、2、歳出総額は15億1,088万7,000円でございます。

歳入歳出差引額は105万1,000円、翌年度繰越しすべき財源、繰越明許費繰越額8万6,000円を差し引いた実質収支額につきましては96万5,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、206ページをお開き願います。

それでは、歳出の方でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして1,393万8,673円で、職員2名分の人件費でございます。以下主なものでございますが、11節需用費におきましては266万5,370円で、主な支出といたしましては、マンホールポンプの光熱費並びに修繕料が主なものとなっております。13節委託料は1,679万4,150円で、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプの維持管理業務委託料等が主な支出でございます。続きまして、19節負担

金補助及び交付金では2億3,273万60円で、主なものは、流域下水道維持管理費負担金2億3,070万7,834円で、次に、207ページ、下水道改造助成金15万円で、これは公共下水道に3年以内に接続していただいたお宅3戸分の助成金です。

続きまして、2款公共下水道事業費、1項1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして2,202万1,095円で、職員3名分の人件費となっております。以下、主なものにつきましては、13節委託料は420万円で、測量設計等委託料でございます。続きまして、208ページをお開き願います。15節の工事請負費では8,913万3,450円で、下水道管渠布設及び取付管布設工事等の工事請負費と下水道管渠布設工事に伴う舗装復旧工事請負費でございます。

続きまして、3款公債費でございますが、1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては7億4,528万3,431円の支出となっております。2目利子では23節償還金利子及び割引料で3億339万2,146円の支出となっております。

歳出合計といたしまして、15億1,088万6,923円の支出となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明を申し上げますので、204ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料でございますが、1目下水道使用料では、3億5,652万7,180円の収入済額となっております。また、2項1目下水道手数料につきましては51万円の収入済額となっております。これにつきましては、排水設備指定工事店並びに責任技術者の登録手数料でございます。

2款国庫支出金、1目公共下水道事業費国庫補助金でございますが、3,200万円の収入済額となっております。

続きまして、3款繰入金でございますが、1目一般会計繰入金といたしまして9億9,900万円の繰入金となっております。

次に、205ページ、4款繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金では180万453円でございます。

次に、5款市債、1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしまして7,090万円、2節の流域下水道事業債では5,120万円の収入済額でございます。

歳入合計といたしましては、15億1,193万7,633円の収入済額でございます。

以上、簡単な説明ではありましたが、平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長の方から説明いただいたわけですが、まず、今ここに、報告書の中に普及率は書いてもうとるわけやけど、整備率、水洗化率が書いてないので、平成25年、教えてほしいと思います。

それから、歳出の中で、負担金及び交付金、いわゆる下水道の改造助成金、これ3件ということやけど、予算上これは、100件見てあった。当初予算で500万円ぐらい。今までは、大体そこそこ50件とか30件とかあったわけやけど、もうこのごろは、まれになって、もうたく

さんつながらへんということになるのか、やっぱり加入してください、できるだけこういう助成金があるので3年以内にやってくださいということでPRはしてもらっておると思いますが、失礼な言い方したらあかんけど、3件とか余りにも少ないかなというふうに思う。その理由と、それから、同じ負担金の中で、流域下水道の維持管理費負担金、いわゆる県に対する使用料。それに対して、この歳入、今年実際に入ったのが3億5,652万7,180円とこうなるとるわけやけども、3月に1,386万円減額をしてる。さらに、また今、578万3,000円か、予算から見たら、これも減額してる。今、そんな昔の資料は持ってませんけども、平成22年から見たら、いわゆる4億800万円、あるいは、平成23年、4億2,200万円、平成24年でも落ち込んで3億7,900万円。ここでそんな落ち込んでないやないか、2,000万円かいということになんのやけども、やっぱり下水の使用料をふやしていかないと、一般会計繰入金の起債の約10億円は、これはある程度はやむを得んということで、市長の方も腹くくっていると思うわけやけどね。これ除いても、ある程度、やっぱり維持管理をできるような体制を整えんと、なかなか一般からの繰り出しばかり、ええわ、ええわでは、なかなか難しいと思いますので、ここらを、その収入をふやす努力が必要。

今、水洗化率を聞いてないが、それと、私いつも思うのやけども、いわゆる一般くみ取り、あるいは浄化槽が下水の方に切りかえていく、毎年聞いとるわけやけど、どうも下水の加入してる件数と、いわゆる一般くみ取りの減っていく件数、どうもこれ、合わん。結局、下水で今年何件、浄化槽から切りかえた分も新しい分も入れて、何件加入件数があるのか教えていただきたいのと、これだけ下水道につなげば、くみ取りは、減らなあかんわけやけども、なかなか減らない。新しく建てた家は別でっせ。今、これざっと見たら、年間、去年から今年に336キロ減とるわけや。処理費も。ということは、くみ取りが減っているというようになるわけやんな。即、減った分だけ、下水ふえんのかと、そんな単純にいかないのはわかるけども、その辺のバランスというんかな。どうもわしらも理解ができない。そこらを考えながら、やっぱり促進をどんどんやっていってもらわんとあかん。今初めて下水につないでくれというんだったら一遍に入るけど、もう下水してから30年余りになってくるわけやから。整備率もかなり伸びてきた、それで、水洗化率が伸びてきているから、なかなかふやすのが難しいかもわからんけども、今年で聞かしてもうたらわかる、たぶん90%ぐらいなっていると思う。それならふやす要因はどこにあるということになるかもわからへんな。

そやから、テナントとか大口はつないでもらっていると思うけども、まだ、例えば、国道端とか、大きな大口テナントが、恐らくまだ半分ぐらいしかつないでいないのではないかな。だから、ふやそうと思ったら、いわゆるその大口テナントにつないでくださいとか、新たに工場誘致するのはこれは別やけども、今ある工場のとこでつないでくれ言うたって、一遍にふえるわけやないので、その辺を、新しい企業誘致ができなかったら、やっぱり在来からあるところも頼みに行ってもふやしていかないと、恐らく何で今年、このぐらい減ったんかという理由は、シャープであると思うけど、水道も一緒やと思うけども。それが落ち込んできた。一般はそのぐらい狂いはないと思う。来年の平成26年度の予算、ちょっと忘れたけども、その辺は今、見込んでないので、決算から見たら大きな差はないやろうとは思いますがけども。

今、平成25年度については、そういう見方であったのかなというふうに思っています。いろいろ言いましたけども、まず、整備率の関係、それから、今、言うてる負担金。県に払う金と減った金、それから加入戸数を教えていただきたいと思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川下水道課長** 下水道課の西川でございます。ただいまの岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

整備率でございますけども、現在、葛城市におきましては、事業認可をいただいております面積が1,228ヘクタール。それで、今、整備完了したところが1,117ヘクタールでございます。整備率にしまして90.97%でございます。普及率が98.99%になっておりますけども、それに対しまして水洗化率でございますけども、87.6%、約88%が平成25年末の水洗化率になっております。

それから、使用料の収入ですけども、3月の補正で一千何ぼかの使用料を減額させていただきましたけども、それ以上に、シャープの決算額が落ち込んだ関係ですけども、平成24年度決算でシャープが3,490万円ございました。平成25年度決算におきましては使用料は12万トンの減となり621万円になって、約2,800万円の減額となりましたので、予想以上に落ち込んだのが原因だと思われま。

あと、事業所については、シャープが落ち込んだ原因で減っておりますけども、一般排水につきましては300件余りの加入をいただいておりますので、一般排水については4万4,000トン、約300万円の増収となっております。差し引き、それを足しても、さらにシャープの減額が大きかったということで、こういう数字になっております。

あと、維持管理負担金ですけども、これに対しまして、昨年度2億5,100万円支払わせていただいていたものが、今年度決算では2億3,070万円、約2,000万円の減額となっております。これも大部分がシャープの部分でございます。

それから、助成金の加入件数3件ですけども、一応、予算で見込んでいた時点で、加入対象者が200件ございました。それでも、3年切れる前に個別訪問させていただきましたけども、それでも決算額で3件という状態になったわけです。また、今年の予算につきましても、対象戸数がもう45件になりましたので、この助成金制度が余り有効に働いてないというのが現状でございます。これにつきましても、残り1,780件の未水洗化家庭がございますので、さらに水洗化していただけるような対策を今、これから検討してまいります。

それから、平成25年度のくみ取り浄化槽の加入件数ですけども、くみ取りが14件、それから、単独浄化槽、トイレだけの浄化槽ですね、64件、合併浄化槽の家庭が5件、計83件の方が浄化槽くみ取りからつながりかえていただいたケースとなります。残り200件余りが新築で接続いただいた戸数となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 収入の落ち込みについては、恐らくシャープやというふうに思っておるわけで、これはもう課長がいくら努力しても仕方がない話やと思います。

今、新しい件数300件、そのうち新築200件、くみとり浄化槽83件。大体300に近いということですね。それと今、助成金の話。だんだん減っていく、これも少なくなるのはわかるけど、それである程度、5年の範囲まで狭めてきたわけやけども、有効利用できるようなPRをしてもらいたい。例えば、今、アンズコーポレーション建築されているが、これがいつ開業されるのかは分からないが、水道をどれぐらいの使用があって、下水の利用量についてはつかんでいると思うわけやけどもね。ある程度、それはどのぐらいつかんでいるのかな。ということは、今、わかっている大きなところで、アンズコーポレーションぐらいかいな。ほかの増築はちょっと聞いとるけども、即、下水の使用量にはねかえるかどうかはちょっとわからんけどね。

だから、工場誘致どんどんやりますと言っても、そんなうまいことできないから、さっき言ったように、個人のとこ行くのも大事やけども、やっぱり手っ取り早いのは、国道端の店舗、合併槽、これをたとえ1件でもつないでもらったら、個人の20件分ぐらいはあるわけやから、それを狙っていかないと、使用料ふやそうと思ったら、なかなか個人の戸数をふやしても、言うほどふえません。そやから、そういう大口を狙って行かないとこれからはもうふえていかない。だから、やっぱりある程度、自分で下水道が維持管理できるような状態に持っていかなと。いつまでも一般会計からぼんぼん10億円繰入れするとはいかへんから。その点をよく考えていただいて、言うのは楽か知らんけども、ひとつそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第10号、平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本件につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、別冊ではございますけども、ただいまより上程いただきました認第10号、平成25年度葛城市水道事業会計決算についてご説明を申し上げますので、11ページをお開き願ひます。

水道事業報告書でございます。

まず、総括事項の営業でございますが、平成25年度末の給水戸数は1万3,541戸で前年度より199戸増となっております。給水人口は3万6,651人で、87人増となっております。近年、節水意識の向上が図られており、一部企業における使用料の大幅な減少もあり、年間有収水量は435万6,000立方で、前年度より15万2,000立方の減少となりました。また、1日の平均配水量につきましては1万2,444立方で、ピーク時には1日最大1万4,800立方の配水量となっております。

ページをめくっていただきまして、12ページの建設改良でございます。平成25年度は竹内配水池の緊急遮断弁設置工事、竹内浄水場内の薬品注入設備工事、兵家浄水場移動床ろ過機エアリフトポンプ修繕工事、新庄浄水場システムテレメーター補修工事等を実施し、前年度に引き続き、老朽化に伴う配水管布設替工事及び配水管改良・新設工事を施工いたしました。

次に、経理に関してでございますが、地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支については水道事業収益5億8,841万4,617円に対し、水道事業費用は5億7,786万5,381円で、当年度の純利益としては1,054万9,236円と相なったわけでございます。また、資本的収支につきましては、収入額6,380万5,050円に対しまして、支出額は3億1,383万1,907円となり、資本的収支の不足額2億5,002万6,857円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額876万7,409円、並びに過年度損益勘定留保資金2億4,125万9,448円にて補てんいたしております。なお、補てん明細につきましては、3ページに記載いたしております。

次に、水道事業の損益計算書につきましてご説明を申し上げますので、4ページにお戻り願いたいと思います。平成25年度葛城市水道事業損益計算書でございます。まず、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益等合わせまして5億7,999万6,307円でございます。また、営業費用につきましては、原水及び浄水費あるいは配水及び給水費等々合わせまして5億4,975万9,798円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして3,023万6,509円の営業利益となったわけでございます。

次に、5ページの営業外収益でございます。受取利息及び配当金、雑収益合わせましての営業外収益として841万8,310円でございます。また、営業外費用につきましては、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費並びに雑支出合わせまして、2,681万2,013円の支出でございまして、営業外収益から営業外費用を差し引きいたしまして、マイナスの1,839万3,703円となり、結果、経常利益といたしまして1,184万2,806円と相なったわけでございます。

次の特別損失でございますが、水道料金の徴収不能分として129万3,570円でございます。当年度純利益1,054万9,236円、前年度繰越利益剰余金4,000万円、合わせまして5,054万9,236円が当年度未処分利益剰余金でございます。

引き続きまして、18ページからの収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明を申し上げます。収益費用明細書でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入済額が5億8,841万4,617円でございます。1項営業収益、1目給水収益で、5億6,558万627円の水道使用料収入で、供給単価は129.9円でございます。2目受託工事収益では、給配水受託工事収入とし

て218万4,000円、及び修繕工事収入112万8,000円、合わせまして331万2,000円の収入でございます。3目その他営業収益では、メーターボックス等の給水工事材料の売却収益として、137万6,248円、また、下水道使用料の徴収手数料等で919万432円、設計及び竣工検査手数料49万2,000円、指定業者申請手数料4万5,000円、合わせまして、その他営業収益では1,110万3,680円の収益となっております。また、2項の営業外収益では、預金受取利息あるいはその他雑収益の下水道課賃借料等合わせまして、841万8,310円の収益でございます。

続きまして、19ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用として、支出済額が5億7,786万5,381円で、給水原価としては130.4円でございます。1項営業費用の支出済額が5億4,975万9,798円で、その内訳といたしましては、1目原水及び浄水費で2億5,194万3,802円でございます。その他主なものといたしましては、1節給料、2節手当、5節法定福利費、合わせまして2,704万5,308円で、職員3名分の人件費でございます。次に、非常勤職員2名分の3節賃金393万5,860円、及び4節報酬として、嘱託職員1名分の人件費で278万5,200円です。次の20ページ、16節の水質検査や設備保守点検等の委託料として2,104万2,377円、18節の中戸新池等原水取水施設用地の賃借料として603万300円、21節原水取水ポンプ等の動力費として2,931万855円、22節の次亜塩素酸、PAC等の滅菌剤、凝集剤等の薬品購入費として975万4,806円、28節水質検査センター組合負担金等で695万3,381円、31節県水受水費及び原水取水費として1億4,110万5,590円をそれぞれ支出いたしております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、これにつきましても、1節給料、2節手当、5節法定福利合わせまして997万8,202円で、職員2名分の人件費でございます。19節の配水管等の修繕費として1,366万8,000円等を合わせまして、配水及び給水費では3,072万4,221円を支出いたしております。

次に、21ページから22ページにかけましての3目受託工事費でございます。支出済額が822万4,168円で、これにつきましては、1節給料、2節手当、5節法定福利、合わせまして509万2,306円で、職員1名分の人件費でございます。また、32節の工事請負費では、消火栓設置等工事費として309万2,000円の支出となっております。

次に、4目の総係費では、1節給料、2節手当、23ページの5節法定福利、合わせまして3,940万7,336円で、職員5名分の人件費でございます。3節非常勤職員2名分の賃金232万2,764円で、4節の報酬では、嘱託員2名分の報酬と水道事業運営委員の報酬、合わせまして576万860円でございます。12節の光熱水費では、浄水場及び管理棟の電気料金等で598万3,605円、さらに16節の委託料では、電算システム保守等委託料あるいは電気保安業務、検針業務等委託料等々で1,452万1,456円、18節の電算機器等の賃借料673万1,930円等々合わせまして、総係費では計8,462万8,606円を支出いたしております。

24ページになりますが、5目減価償却費でございます。支出済額が有形固定資産減価償却費として1億6,935万3,263円でございます。建物等の減価償却につきましても、備考欄に記載のとおりでございます。

また、27ページに固定資産明細書を記載しております。6目の資産減耗費では、有形固定



資産の廃棄損として459万7,048円、7目その他営業費用では、給水工事材料の販売原価として28万8,690円をそれぞれ支出いたしております。

次に、2項の営業外費用でございますが、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、財務省、地方公共団体金融機構、合わせましての企業債利息として2,664万5,284円を、また、3目の雑支出では16万6,729円を合わせまして、営業外費用として2,681万2,013円を支出いたしております。

3項の特別損失でございます。破産あるいは居所不明等で料金徴収不能分として、129万3,570円を支出いたしております。

25ページ、資本的収支明細書につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1款の資本的収入でございます。収入済額は6,124万1,628円でございます。その内訳といたしまして、4項1目の国庫補助金で、緊急時給水拠点確保等事業国庫補助金として997万2,000円。5項1目の負担金その他諸収入では、給水分担金で4,862万8,628円、あるいは、工事負担金として264万1,000円、合わせまして5,126万9,628円の収入でございます。

26ページの資本的支出でございます。

1款資本的支出では、支出済額が3億250万1,076円でございます。その内訳といたしまして、2項建設改良費の1目浄水設備費で、浄水施設の設置工事の設計業務委託料及び浄水施設設置改良工事等で7,480万6,000円、2目の配水設備費では、配水管工事等設計業務委託料や配水管工事材料等及び配水管工事費等、合わせまして1億4,782万2,000円となっております。4目の固定資産購入費では、量水器購入費及び車両運搬具等並びに器具備品購入費で464万3,066円の支出となっております。なお、主な建設工事の内容につきましては、14ページに記載させていただいております。

次に、3項1目の企業債償還金では、財務省理財局と地方公共団体金融機構の元金償還金として、合わせまして7,523万10円を償還いたしました。なお、企業債明細書につきましては、28ページに記載いたしております。

続きまして、貸借対照表の説明をさせていただきますので、8ページにお戻りください。8ページ、まず資産の部といたしまして、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、(イ)土地から(ト)建設仮勘定までの合計57億6,654万1,770円でございます。9ページに移りまして、2の流動資産につきましては、(1)現金預金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が24億3,507万5,488円でございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、82億161万7,258円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債につきましてはございませんでした。4の流動負債につきましては、(1)一時借入金から、(4)その他流動負債までの合計1億4,123万4,466円でございます。負債合計も同額となっております。

次に、資本の部でございます。5の資本金につきましては、(1)自己資本金と(2)借入資本金を合わせた資本金合計額は、9億8,431万954円でございます。6の剰余金につきましては、(1)資本剰余金では(イ)国県補助金から(ハ)その他資本剰余金までの合計額は54億4,485万1,001円でございます。(2)利益剰余金では、(イ)減債積立金、(ロ)

利益積立金、(ハ) 建設改良積立金と、(ニ) 当年度未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金合計は、16億3,122万837円でございます。剰余金合計は70億7,607万1,838円で、資本金と剰余金を合わせました資本合計は、80億6,038万2,792円で、負債と資本を合計いたしました負債資本合計額は82億161万7,258円でございます。なお、この額は9ページの資産合計と合致いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** この決算の中身を見せていただいて、これはもう本当にシャープが業績が悪化をし、葛城工場から堺工場の方へ施設を移転させる、人員を配転させる、こういうことで、この決算の中身を見てみますと、平成24年度で随分と減ってきたわけでありましてけれども、それでも、シャープは24万4,198トン、6,227万9,000円という形で使用水量と使用料が払っていただいていたわけでありましてけれども、それが、平成25年度の資料を見てみますと、使用水量が7万900トン、そして、使用料が1,722万2,000円ということですね。前年度の3分の1以下に減っているわけなんですけど、料金がですよ。前年度比で、使用料が5,000万円以上減っているわけでありまして。その結果、その結果というよりも、それは大きかったと思うんですけども、プラス要件としては、県水が140円から10円安くなって130円になっているということで、これはプラス要因で、マイナスの幅を本当に緩和をしているということとか、あるいは、この企業努力というかによって、有収率は95.89%と、前年も95.46%の非常に高い水準を維持してきたわけではありますけれども、それよりも、この0.43%ぐらい上がっている。この水準までくると、なかなか有収水量を引き上げていくというのは困難なんですけども、これは一定の経営努力によって、石綿管等の老朽管を布設替をしていくとか、漏水を最小限にとどめるとか、そういうことでされたと思わすんですけども、しかし、結果として、これも何年ぶりでしょうか。回収率が非常に悪化をして、供給単価が129円85銭、前年度より4円31銭マイナスになっていると。

一方で、給水原価は130円42銭と高くなって、3円90銭高くなっていると、こういうことで、トン当たり、マイナス57銭損をします。こういう状況になってきていると。水道料金でやっぱり水道事業全体を賄っていくというのが公営企業法の考え方で、本来ならば赤字転落というところを、その他の事業によって利益を確保し、結果として1,054万9,236円の収益を上げられたということで、ひょっとしたら、赤字転落するん違うかと、こう思ってたんですけども、何とか踏みとどまったというんですけども、結果としてはマイナス57銭ということで、これはゆゆしき事態だということでもあります。

この要因は、先ほど私が触れた点があると思うんですけども、原課が一番、その中身をよくご存じだというふうに思いますので、こういう環境の中でどういう経営努力をされて、この1,000万円の利益を確保したと。その辺はちょっとリアルに、できたらお話いただければありがたいというふうに思います。

そして、これは僕自身はシャープの使用水量の落ち込みが最大の原因だと思うんですけども、じゃ、それを指をくわえてというわけにはいきませんね。市長もこの間、大口の事業者に対して使用水量を拡大してもらおうということで、大同薬品に働きかけをしていただいて、大きく伸びることを期待しとったんですけども、残念ながら計画どおりにはいってない。見てみたら、使用水量あるいは使用料が、これはちょっと見込み違いはあったけれども、やはりここは当初の計画どおりに、こちらはメーターもつけたわけですからね。やっぱり使っていただくということにしていかなあかんわけで、この辺はどのように対応していただけるのか、どういう見通しをもっておられるのか、お話をいただきたいというふうに思います。

それから、時間が押していますので、収益的収支においては結果として給水収益ですね。正味の給水収益ではまたマイナスになっているということなんですけども、今後の有収水量をここから本当に踏ん張って引き上げていくということとか、やっぱり経営努力をどのようにしていただけるかというふうに思います。

その程度に、今、とりあえずお伺いをしていきたい。もう3つ、4つぐらい言うたんかな。ちょっと言い過ぎましたかね。よろしくをお願いします。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 今、企業名を言われましたけれども、薬品会社がいろいろと東日本大震災以降、さまざまな仕事が入るようになり、今のままの状況では事業拡大ができないというご相談がございました。シャープ等かなり厳しい状況に陥っておりましたので、その企業に続けていただくために、また、さらに葛城市で事業拡大をしていただくために、葛城市としても水道メーターつけるという表現をされましたけれども、管を太くし、送る水をふやしていくように努力をさせていただいたところでございます。色々と企業努力をされながら、葛城市が想定をしていた水の量を買っていただけてないところもあるわけでございますけれども、先般、私も社長にお会いをさせていただいて、約束をしたわけではないけれども、皆さんがどのような形でこの水道が必要だというふうにおっしゃっていただいたので、葛城市としてもご協力をさせていただいたところはあるんだと。だから、御社としても、それに対して誠意を持って応えていただきたいという強い要望をさせていただき、どのくらいとかっていう数字ではございませんけれども、強く要望させていただいたところでございます。これから、また、担当と企業と話し合いをしながら、どのあたりでどういう形で話し合いをさせていただくのか、これからの推移になるというふうに思っております。

あと、企業努力をどうしていくのかということでございます。県水、これが130円になりましたけれども、このときに取り決めの水量以上を使用すると、トン当たり90円になりますということでございましたけれども、過去4年間の平均値から割り出した数字が基本でございます。葛城市の場合は、先ほどから言っていたように、大口の企業の分も含めて、県水で使わせていただいておりますので、その分を平均しますと、とてもその水量を葛城市が超えるということは絶対にあり得ない数字でございます。これは、何度も何度も県の水道局長とやりとりをいたしまして、努力をしているところに対して何もないのかというお話をさせていただきました。企業側からすれば、水道局のお話によりますと、4年に一度見直し

をかけるということですから、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年、この4年間の葛城市の水量から、また平均値を出していただいて、その次からの使用水量の上限を決めていただくという形になる、次のチャンスが来るというふうに思いますので、それを超えた分に関しては90円になるという形だと認識をしております。どのような形で県水が移行していくのか、これからの経営努力の中で、いろいろと考えさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、有収水量を上げるとか、できる限りのことをしながら努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**西井委員長** 川井課長。

**川井水道課長** 水道課の川井でございます。よろしく申し上げます。

有収率についてでございますが、有収率につきましては、平成25年度決算、有収水量、435万5,575立方に対しまして、配水量454万2,050立方で、平成25年度は95.89%ということになりましたが、前年度の有収率は95.46%であり、前年度に比べまして0.43ポイントの増となっております。その要因といたしましては、老朽管の布設替工事の洗浄、あるいは、検診時に水道使用量が増加しているところは確認作業等を行っており、漏水等の早期発見、即座の対応等に努めております。有収率が若干増加した主な理由につきましては、配水管の、また、給水管の漏水件数の増があっても対応が早く修繕に当たったことと、ドレン抜き減少による増量、建物火災等消火栓放水量が生じた点にあると考えております。今後につきましても、漏水等の早期発見、即座の対応等に努めてまいりたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 川松部長。

**川松上下水道部長** 水道課の川松です。

平成19年から平成24年まで、5%以上のものを繰上償還で2億1,918万9,587円を行わせていただきました。それに基づきまして、平成17年までは6,899万6,036円の利息を払ってございましたけれども、平成25年度におきましては2,664万5,284円で利息となっております。これについては61%の減ということで、そういうことで今、できる限り、繰上償還できるものは、計画を立てて償還させていただくということで、その旨、計画しております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 厳しい経営環境が、これはみずから招いたというわけじゃありませんけれども、外部的な要因においてこういう状況になってきたというのは、県水の若干の寄与があったとしても、それを補えないような大きなものであったということで、それを上回る経営努力がやっぱり求められているというふうには思うわけでありませうけれども、現状の恵まれた経営環境の中であるから、これは何とかもっている。これが本当に新しい施設であれば、それこそ、企業債が施設建設の中心になるわけですから、元利の償還をしていかないかん、あるいは減価償却が大きくふえてくるようになるわけですが、旧當麻町、旧新庄町については、これはもう更新をしていかなあかんという、そういう時期ではあるけれども、これをもう何とか耐え抜いて、もうほとんど償却をやってきた。そして、これから繰上償還も5%以上やってつた。

もう今、それ以上のものはなくなってきたと、底をついてきているというのはあるんだけど、経営の環境そのものは、今のこの状態を何とか維持してやっていけばしのげるという状況にあるわけね。だから、大同薬品さんか、去年のこれ半分ぐらいになっているのかな。ちょっと違うかな。

**西井委員長** 川井課長。

**川井水道課長** 大同薬品の平成24年度の水量といたしましては、21万447立方メートル、金額にいたしますと5,229万2,220円が、平成24年度の水量及び料金となります。なお、平成25年度につきましては、水量が24万190立方メートル、金額にいたしますと、5,901万5,400円でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 私が開示請求したこの資料は3つに分かれているのと、平成24年度は2つに分かれていると。だから、それを足し込むものが、シャープが真ん中に入っていたりして、算数がちょっとできなかったというのがあるんですが、今、ご答弁いただいたとおりだというふうに思います。しかし、この予定どおりというわけじゃないわけですから、これから、市長が社長に会って、約束ということにはなっていないけども、ちゃんと対応してくれと、こういう形にしていると。そこはやっぱり部長、課長も足を運んでいただく、あるいは、先ほど来、下水道事業の決算においても、岡本委員の発言があったように、アンズコーポレーションの操業に合わせて、水を多分使うんでしょね。だから、その辺の見通しもしっかりつかんでいただいて、ご報告をいただきたい。だから、否定的な、困難な状況があるけれども、一方では、本当に希望的な状況もあるということで、そこを本当に努力をして、営業をして、やっぱり使っていただくように努力していただきたい。そうすれば、今の設備に対しては、そんなに金かからないという状況になっているから、しのいでいけるわけですよ。

あと、問題はやはり水道ビジョンそのものが、シャープの事業の縮小によって、本当になかなか踏み出していくということが困難になってきた。しかし、老朽化は進んでいくわけだね。施設の更新は本当に手をつけていくか、いかなきゃならない。それか、県水の大滝ダムが、これが供用開始をし、県はそのせっかくつくったダムの水を使ってもらわなきゃならないからというので90円に引き下げてやってきていると。そこの関係で、そのビジョンというか、やっぱりその計画を持って進めていく必要があると。私は基本的には、遠くの水よりも、やはり身近に、ないものであれば別ですけども、恵まれた水源があると。そういう水源を生かした上で県水をどう活用していくかということをやっぱり考えていくべきだというふうに思います。もちろん、県水に任せちゃえば、ほんまにこれ、大和高田市、香芝市は楽勝でしょうな。そやけども、県が首根っこを握っとるわけです。何も経営努力なんてできへんわけやからね。ぐっと締められたら一遍に経営が悪化するわけ。だから、そこはちゃんと考えて、この水道ビジョンにかわる計画をつくっていくということが、やっぱり求められているというふうに思います。

ここは、ほんまに公営企業法そのものを、やっぱりこのままの状態では、施設の更新をしていくということになれば大変なことになる。葛城市の水道局はそれなりに、内部留保資金

が20億円超える、持っている。しかし、これを簡単に投資していくということになってくると、これはこれで、これを使えばそれなりに企業債を活用して、元金利子の償還をしなくてよいけれども、やっぱり、よくこの見通し、見込みを持っていただきたい。そして、この日々の経営努力を、営業努力をしていただきたい。でないと、これは大変なことになる。

合併当時は、ほんまに6年間したら、これはもう赤字転落するんやと、こういうふうに我々覚悟していたわけです。しかし、努力してくれという形で頑張ってきてきた。これがただ10年、4年間延びただけでは、やっぱり能がない話ですから、ここを何とか乗り切って、営業努力をして、とりあえずは収支への回復を図ると。その上で、水道ビジョンにかわる経営方針を、施設の更新をしていく拡張計画をどうするかとかね。拡張計画にはならんな。ふやすのはなかなかできん。縮小しなければならんかもしれない。私、びっくりしています。水売ったら57銭損するわけや。もう大変な状況だということを我々も認識しますが、大いに頑張ってください。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 白石委員から全般的には話があったと思います。私は断片的に聞かせてもらいたいと思います。まず、20ページの受水費、県水受水費、ここで1億3,000万円、逆算でいったら、大体92万9,000トンぐらいになるのかな、ちょっと概算やさかいに。原水の分とどのぐらいとっているのか。

それと、毎年聞いとるわけやけど、原水の取水費1,091万8,000円とこうなるとるわけやけど、新庄で何トンとれて、費用が何ぼやということ聞かせてもうとるわけで、平成25年分を聞かせてほしいと思うのと、今、白石委員がいろいろ質問されたと思うんです。市長もおっしゃったように、一遍に県水、ぼんと減らすわけにもいかへんというような話もして、今、ざっとこれ、計算したら27%ぐらいになるのかな。全体の受水に対して県水の占める割合が。やっぱり約束はないけども、当初から25%超えないという、約束というたら語弊あんのか知らんけど、そういうことできてる。全体的に下がってきたら、いわゆる原水がある程度そのくらい少くないのであれば原水もふやして行って、県水、極端に減らされへんかわからんけども、やっぱりそういう努力もしていかないと、ただ企業に使い使えただけではなかなか難しいん違うんかなというふうに思いますので、見通しを聞かせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

**西井委員長** 川井課長。

**川井水道課長** まず、県水の水量でございますが、100万1,443立方メートルでございます。

**岡本委員** 自己水は。

**川井水道課長** 自己水は354万611立方メートルでございます。

以上です。

**岡本委員** それで、原水の貯水の内訳は。

**西井委員長** 川松部長。

**川松上下水道部長** 川松です。お願いします。

原水の取水量でございますけれども、新庄地区で一応、181万6,223立方メートル、それと、當麻地区で123万4,586立方メートルで、これは平成25年度でございます、合計は305万809立方メートル、この時点での取水費でございますけれども、新庄地区は512万5,000円、當麻地区は486万5,798円でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ということは、平成24年度より、全体的にどっちも貯水量、減ったるわけやな。平成24年度は新庄で193万1,000トンと當麻で138万1,000トンぐらいになっとる。平成23年では、もっと多かったやんな。250万トンぐらいと160万トンぐらいになってるんちゃうん。水が減ってるのか、取りに行く量が減っているのか。今、市長が言われたように、県水もある程度取らなあかんとなったら、これは仕方がない。そやけど、全体から見て、こっちから今年100万トン申し込んだらそんでええねんと言うのやったら、全体のトン数から見たときに、できるだけ県水を減らして自己水を取らなあかん。そうせんと、全体の三百何トンかになっているのに、自己水減っていったら、県水はそんな減ってないわとなったら、バランスがとれへんやんか。例えば、平成23年度は全体的にふえたるわけや。自己水というのは、そんなくらい減らない。給水量は会社によってふえたり減ったりするけども、自己水の貯水量は私はそんな減らないと見てるわけや。天候にもよるけどな。例えば平成23年と比べたら80万トン程度減るとるような計算になるやんか、新庄分だけでもやね。だから、平成25年の分は仕方がないが、例えば、平成26年とか、できるだけ自己水を取る努力をしてもらわんと、供給単価と原水があつてこない。だから、その努力もして行って縮めていかんと、そんなたくさん使え、たくさん使えって、今、市長がどのぐらい大同薬品と約束したかは知らないが、使え使えと言って、そんなに使えるものでもない。それやったらそういうところで、升目あわせて、利益を上げるなら上げるという方向に持っていかないとあかんと思うから、私は聞いているだけね。

それと、市長、大同は30万トンでしたんか。当初、管を入れかえるときの約束やないけど、希望は。いくら使うと言うてましたんや。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 大同がそれで使うということでの増が10万トン。

**岡本委員** もともとより10万トン。それで、トータルいくらになるの。

**山下市長** トータルで、我々が思ってた計画では31万立方メートルという形です。

**岡本委員** そうやろ、31万トンやろ。その計画がなかなか計画通りにいかない、こういうことやんな。

**山下市長** 続けてお話をさせていただきますけれども、新しく布設をしたところの管は使っていたいる分は多いんですけども、旧来からの分が企業努力で、そこの分を絞ってこられたというところがございまして。恐らく地下水等を使っておられるんだろうと思うんですけども、いろんな形で企業努力で原価をかけないようにということをされているようでございまして。そこに対して、契約はうちは大同とはしてないですけども、多くの水を使うという上で、我々は市の負担というか、水道局の負担で管の布設をさせていただいたんだから、約束では

ないけれども信義を果たしていただきたいというお話はさせていただいているし、使用量でふやしていただけたのか、どのような形で考えておられるのか、これから話し合いをしましょうという形になっておるといことです。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長おっしゃることはようわかるし、ただ、簡単にふやせる企業やったらええけど、大同さんもどんどん下請で仕事がふえるかどうかはわからない。だから、市長が交渉すると言っても、なかなかこれも難しい話。大同さんがよっしゃと言っても、製品がどんどん出ていきや、水も使えるけども、出ていかんかったら、なかなかこれはちょっと難しい話。そやけど、31万トンで、今、計算上7万トン不足している計算になるわけや。大きいのは大きいけどな。はい、わかりました。もう結構です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、3日間にわたる決算審議、大変ご苦労さまでございました。計10会計の決算認定全てにおいて、慎重に、そして、円滑に審議いただき、ありがとうございました。皆様のご協力によりまして、スムーズな委員会運営ができたことを深く御礼を申し上げます。

理事者に申し上げます。今回、各委員より出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成27年度予算編成に生かしていただき、市政の執行に当たられますよう要望いたしますとともに、なお、本日の決算特別委員会の中で、行政当局に対して、新庄商事の事業行為に対する取り組みについて経緯を調べて報告してほしいと申し出がございました。この件については後日、詳細を調べて、その結果を、また常任委員会などの場で議会に対して報告させてもらうということでした。しっかりと調べていただいて、報告していただきますようお願いいたしますとともに、また、吸収源の件につきましても、正副で相談させていただきましたところ、議員の議会活動の中で、本日で委員会が終わるということで、活動の中で、理事者と議員活動として議論してもらいたいと、かように思いますので、また、理事者側も、その中で慎重な答えを出してもらいたいということですのでございます。

どうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。



これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 西 井 覚